

説明文

洛南の名所・霊場として名高い男山・石清水八幡宮の南方約1.7kmの微高地には、明治初期の廃仏毀釈に伴い、石清水八幡宮の泉坊から複数回の移転を経て移築された松花堂及び書院の一部と、それらを中心として明治後半期に作庭された庭園がある。

松花堂は、石清水八幡宮の社僧で「寛永の三筆」にも数えられた松花堂昭乗（1582又は1584～1639）が、寛永14年（1637）に退隠閑居の場として男山の泉坊に営んだ草庵茶室に由来する。昭乗の死没後、泉坊は荒廃したが、安永9年（1780）～寛政11年（1799）に再興・整備され、秋里籬島の『都林泉名勝図会』等の図像により、松花堂はその露地庭とともに広く知られるようになった。しかし、明治7年（1874）に神仏分離令及び廃仏毀釈の混乱の中で石清水八幡宮にゆかりの深かった大谷治磨の邸宅へと移築され、明治13年（1880）には国学者で地域の実力者でもあった井上忠継の邸宅へ、さらに明治24年（1891）には水害の危険性の低い現在地へと移築された。その後、井上は『都林泉名勝図会』等の古図を参照しつつ、伏見の植木屋幸七及び地元の大工で書院の上棟に棟梁として関わった藤下常吉と合議の上、往時の松花堂の露地庭の構成を写そうと努めたとされる。

現在の松花堂及び書院庭園は、正門から書院玄関前へと通ずる導入部、松花堂の周辺の露地、書院の東に展開する枯山水、その南に展開する池泉・築山など、計4つの部分から成る。

導入部は、東高野街道に西面して建つ正門（四脚門）から書院玄関脇の築地塀に開く梅見門を経て書院玄関までの区間である。2条の縁石に挟まれた砂敷きの中央に花崗岩の板石を一列四半に打った幅約1.2mの延べ段が長さ32mにわたって続き、その北側には生け垣を背景に景石及び植え込みを配置し、南側には女郎花塚の小さな墳丘を築山として取り込む。柿葺きの梅見門を入ると狭隘な空間に3列の棧瓦を敷き並べた延べ段が直線状に延び、行く手を竹枝穂垣に阻まれて矩形に折れ曲がり、唐破風付きの書院玄関へと連続する。

玄関の手前左手には竹枝穂垣に開く庭門があり、棧瓦敷きから霰零しへと変化した延べ段に導かれて中に入ると、樹間から差し込む柔らかな光の中に松花堂とその露地庭が広がる。松花堂の北へと迂回する延べ段は途中で飛び石へと変換し、雪隠を伴う待合へと誘うもの、松花堂の西面の躡り口へと誘うもの、さらには短冊石などを交えつつ松花堂の北を巡って東面の貴人口、南面の棧唐戸の入り口へと誘うものへと分かれる。

松花堂の露地庭から南へと延びる大ぶりの飛び石の先には、書院の東に面して平明な枯山水の庭園が広がる。その途上、書院東正面の沓脱石から庭園へと続く飛び石との結節点には、直径1.7mの巨大なコンクリート製の円形伽藍石を模した人造石が打たれており、明治末期の作庭の特質を表す景物として注目される。

以上のように、松花堂及び書院庭園は江戸時代後期の遺風を伝えるとともに、近代に特有の景物の在り方が随所に見られ、その芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

（文化庁 国指定文化財等データベースより）

3-2-4 その他の文化財指定等

① 京都府指定文化財

松花堂は、京都府有形文化財（建造物）に指定されている。以下、『京都の文化財（第2集）』（京都府教育委員会、1984）より、指定時の解説を転載する。

名 称：松花堂 1棟

所 在 地：京都府八幡市八幡女郎花79

指定年月日：昭和59年4月14日

指 定 番 号：府指建第13号

時代・年代：寛永14(1637)、明治31頃移

構造形式等：2畳（仏壇、床、棚付）、勝手1畳、水屋、土間等より成る、1重、宝形造、西面庇付、茅葺、庇こけら葺

解 説

（中略）建物は茅葺の小堂で、内部は、仏壇、床、袋棚、丸炉を備えた2畳と、その南側の竈土を装置した四半瓦敷の土間を中心とし、西側に勝手と水屋が付属する。南正面には両折棧唐戸を取り付け、東側には小縁を付して腰障子をたて、勝手の西側には潜りを開ける。2畳は明らかに茶室としての機能をもつが、床、棚、炉、仏壇、水屋、竈土を備えたこの建物は、単純な茶室としてよりもむしろ住居としての機能を凝集した建築と考えることができる。

建物は一時解体して放置されていたためか材料の風化が著しく、度重なる修復を受けていて当初部材の残り方は悪い。しかし古い時代の形態を示す古図や記録が伝えられていて、それらを照合すると、原形がよく継承されていることがわかる。

松花堂は、庵居のおもかげを伝えており、晩年の昭乗がたどりついた独自の茶境を反映した遺構として貴重である。



写真 3-1 指定当時の松花堂
（京都府提供資料）

② 京都府登録文化財

書院建物に組み込まれた泉坊書院の一部は、京都府有形文化財（建造物）に登録されている。以下、『京都の文化財（第2集）』（京都府教育委員会、1984）より、登録時の解説を転載する。

名 称：松花堂書院・玄関 2棟

所 在 地：京都府八幡市八幡女郎花79

登録年月日：昭和59年4月14日

登 録 番 号：府登建第28号

時代・年代：慶長～江戸初期 明治31頃移

構造形式等：書院 9畳（上段2畳半、床、棚2個付）、8畳より成る、1重、切妻造、棧瓦葺
玄関 桁行1間、梁行1間、1重、唐破風造、檜皮葺

解 説

松花堂の書院と玄関は、松花堂昭乗が晩年住した石清水八幡宮の泉坊にあった建物を移築したと伝えられている。書院には明治31年の棟札があり、井上伊三郎氏が再建したことを確認できる。

書院は、上段の間を付属した9畳と次の間8畳の2室が古く、前面の広縁や背面まわりに接続する諸室は明治以降の増設になる。9畳室には大床、棚、帳台構えを備えており、天井は9畳室が折上小組格天井、8畳室が小組格天井になっていて、高い格式を感じさせる。小早川秀秋の建立と伝え、確かめ得る資料はないが慶長期から江戸初期頃の部材を残していると考えられる。

玄関は、唐破風造の小規模な建築で、一連の建物の北端に取り付けられている。床は四半瓦敷で、全般に禅宗様の手法でまとめられていて、外部に桐紋の彫刻を入れた棧唐戸を立てる。伏見城の遺構と伝え、実証する資料はないが、様式的に慶長から江戸初期頃のものとみられる。



写真 3-2 登録当時の書院
(京都府提供資料)



写真 3-3 登録当時の玄関
(京都府提供資料)

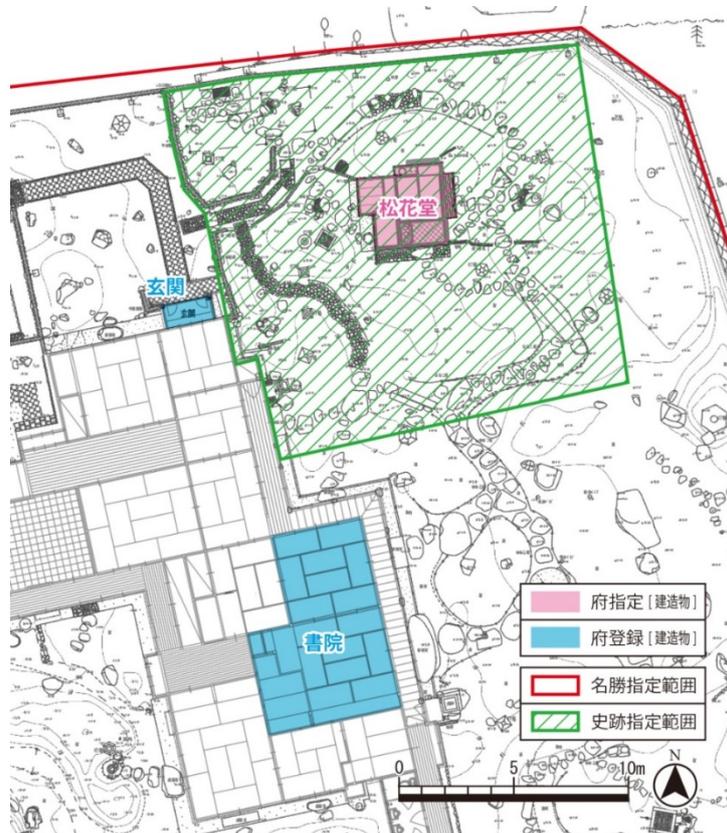


図 3-8 名勝指定地内の史跡と府指定・登録建造物の位置

3-3 指定地の所有・管理等の状況

3-3-1 指定範囲と所有状況

① 指定地の概況と指定地内の地番

名勝松花堂及び書院庭園の指定地は、実測値4,203.70㎡で、全域を八幡市が所有している。名勝指定地内の地番は【表3-1】の通りである。指定範囲を実測により定めているため、地番の部分指定を含む。名勝に相当する地番の範囲は、【図3-9】で示した。

表 3-1 名勝指定地内の地番一覧

No.	地番	面積(㎡)	地目	所有者
1	八幡市八幡 女郎花 46-1	671.07	宅地	八幡市
2	八幡市八幡 女郎花 67-1	386.77	宅地	八幡市
3	八幡市八幡 女郎花 76	729.39	宅地	八幡市
4	八幡市八幡 女郎花 77-1	641.32	宅地	八幡市
5	八幡市八幡 女郎花 78-2	103.88	宅地	八幡市
6	八幡市八幡 女郎花 79-1	961.12	宅地	八幡市
7	八幡市八幡 女郎花 79-2	155.93	宅地	八幡市
8	八幡市八幡 女郎花 79-3	366.87	宅地	八幡市
9	八幡市八幡 女郎花 79-4	86.28	宅地	八幡市
10	八幡市八幡 女郎花 79-5	48.13	宅地	八幡市
11	八幡市八幡 女郎花 79-6	66.72	宅地	八幡市
12	八幡市八幡 女郎花 79-7	792.00	宅地	八幡市
13	八幡市八幡 女郎花 79-8	217.30	宅地	八幡市
14	八幡市八幡 女郎花 79-9	41.00	宅地	八幡市
15	八幡市八幡 女郎花 79-10	1,020.00	宅地	八幡市
計		6,287.78		
(指定地面積)		4,203.70		

(登記簿より作成)



図 3-9 名勝指定地と地番の関係 (公図に加筆して作成)

② 土地所有者と所有範囲の変遷

名勝指定地は個人の邸宅に由来し、石垣に囲まれた南北に長い台形の区画と、その北西端から西方の市道土井南山2号に延びる通路状の区画からなる。歴代の土地所有者は、必要に応じて邸宅の隣接地を追加取得し、邸宅の敷地と一体的に管理してきた。そのため、公有化にあたっては、名勝指定地を取り囲む周辺部（外園）も対象とした。また公有化以降、新たに隣接地を取得して、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を整備している。

名勝指定地を含む、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係は【図3-10】、地番別の所有者の変遷は【表3-2】のとおりである。

【表3-2】で示した土地所有者と所有範囲の変遷を整理すると、おおよそ以下のようになる。

- 明治30年(1897)～昭和28年(1953)：井上伊三郎とその一族が土地を取得、所有
- 昭和28年(1953)～昭和38年(1963)：迫田盛太郎が所有
- 昭和38年(1963)～昭和52年(1977)：塚本清（塚本総業(株)）が所有、周辺の土地を追加取得
- 昭和52年(1977)～平成21年(2009)：八幡市が公有化、隣接地を追加取得

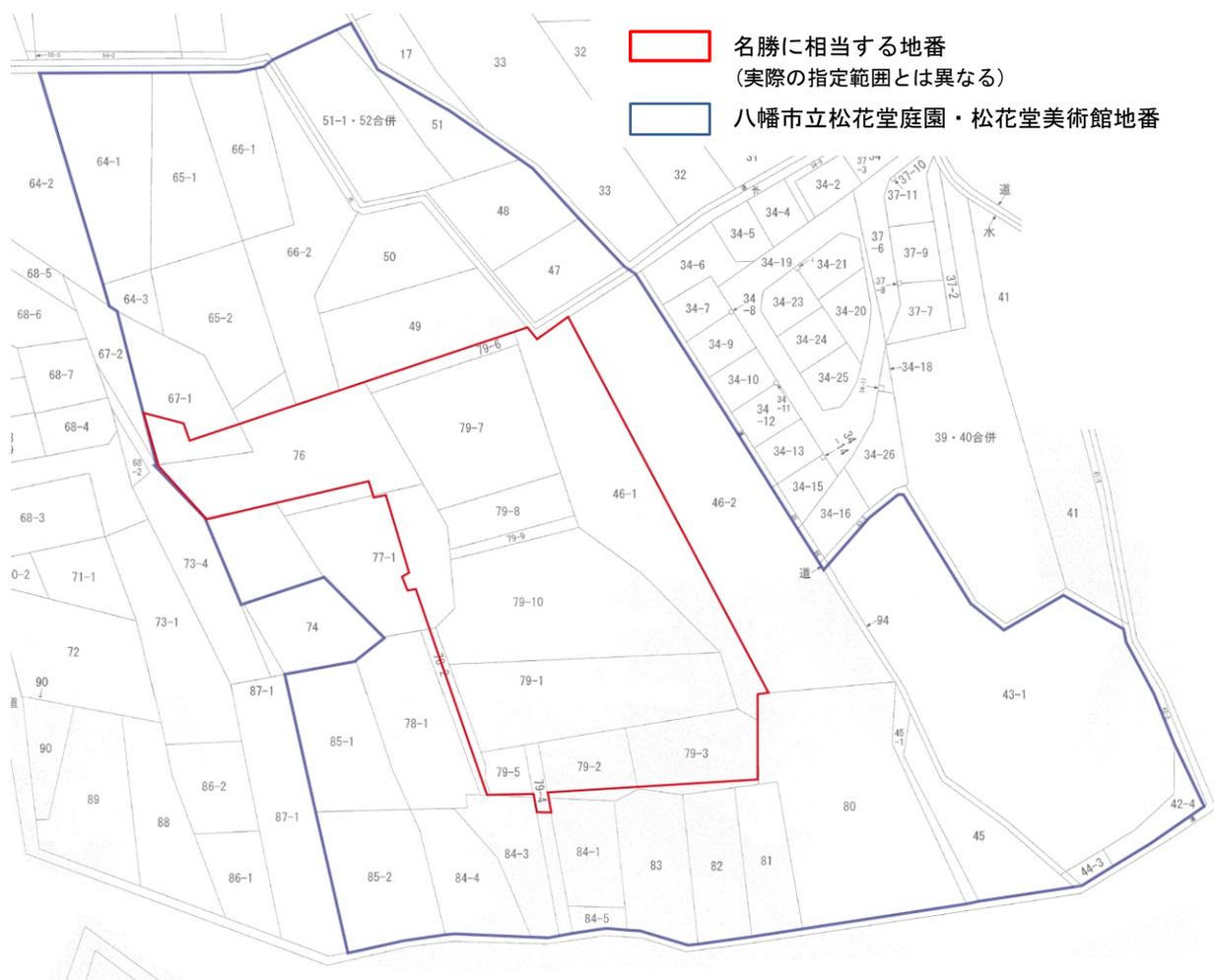


図 3-10 八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係
(公図に加筆して作成)

表 3-2 地番別所有者変遷一覧

【表 3-2】は新旧の登記簿に基づいて作成した。表中の青枠は土地の分筆・合筆を示す。土地が個人の所有である場合、所有者が名勝の沿革に名勝の沿革に関する人物である際には人名を明記し、そのほかについては「(個人)」とした。

地番	明治～大正～昭和20年まで				昭和20年代以降			
	取得年月日	取得者	取得者住所	取得者職業	取得年月日	取得者	取得者住所	取得者職業
43	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
43-1	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
43-2	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
44	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
44-1	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
44-2	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
44-3	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
45	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
45-1	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
45-2	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
46	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
46-1	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
46-2	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
47	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
47-1	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
48	(個人)		明治30年7月21日	明治30年7月21日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
48-1	(個人)		明治30年7月21日	明治30年7月21日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
49	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
49-1	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
50	(個人)		明治30年7月21日	明治30年7月21日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
50-1	(個人)		明治30年7月21日	明治30年7月21日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
51	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
51-1	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
52	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
52-1	正法寺		昭和44年3月23日	昭和44年3月23日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
64	(個人)		明治37年2月24日	明治37年2月24日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
64-1	(個人)		明治37年2月24日	明治37年2月24日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
64-2	(個人)		明治37年2月24日	明治37年2月24日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
64-3	(個人)		明治37年2月24日	明治37年2月24日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
65	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
65-1	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
65-2	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
66	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
66-1	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
66-2	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
67	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
67-1	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
73	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日
73-1	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日
73-2	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日
76	昌玉庵		大正7年4月30日	大正7年4月30日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日
76-1	昌玉庵		大正7年4月30日	大正7年4月30日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日
77	明治33年1月31日	(個人)	昭和33年4月11日	昭和33年4月11日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日
77-1	明治33年1月31日	(個人)	昭和33年4月11日	昭和33年4月11日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日

地番	明治～大正～昭和20年まで					昭和20年代以降								
	明治34年4月14日(個人) 今中伊兵衛	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年4月30日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和28年9月7日(個人) 田盛太郎	昭和38年7月20日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 老78-1, 2に分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市	
78														
78-1	明治34年4月14日(個人) 今中伊兵衛	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年4月30日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和28年9月7日(個人) 田盛太郎	昭和38年7月20日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 老78-1, 2に分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市	
78-2														
79-1	明治30年4月13日(個人) 井上伊三郎	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	明治43年11月16日(個人) 井上とぎ	大正7年7月22日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年6月8日(個人) 老79-1～5に分筆	昭和38年4月25日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 老79-1から79-6～10を分筆	昭和58年6月10日(個人) 備市	
79-2														
79-3														
79-4														
79-5														
79														
79-6														
79-7														
79-8														
79-9														
79-10														
80														
80	(個人) 日(個人)	明治27年9月28日(個人) 日(個人)	明治28年1月18日(個人) 日(個人)	明治30年1月8日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月9日(個人) 本清	昭和39年4月9日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月15日(個人) 79-1から分筆	昭和53年3月11日(個人) 備市	
81	(個人) 日(個人)	明治27年9月28日(個人) 日(個人)	明治28年1月18日(個人) 日(個人)	明治30年1月8日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月9日(個人) 本清	昭和39年4月9日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月15日(個人) 79-1から分筆	昭和53年3月11日(個人) 備市	
82	(個人) 日(個人)	明治27年9月28日(個人) 日(個人)	明治28年1月18日(個人) 日(個人)	明治30年1月8日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月9日(個人) 本清	昭和39年4月9日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月15日(個人) 79-1から分筆	昭和53年3月11日(個人) 備市	
83	(個人) 日(個人)	明治27年9月28日(個人) 日(個人)	明治28年1月18日(個人) 日(個人)	明治30年1月8日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和17年5月7日(個人) 日(個人)	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月9日(個人) 本清	昭和39年4月9日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月15日(個人) 79-1から分筆	昭和53年3月11日(個人) 備市	
84-1	明治33年11月26日(個人) 今中伊兵衛	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年7月22日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月3日(個人) 老84-1, 3に分筆	昭和37年7月20日(個人) 本清	昭和38年11月2日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和53年4月4日(個人) 84-1から84-5に分筆	昭和53年6月30日(個人) 備市
84-3														
84-4														
84-5														
85-1	(個人) 日(個人)	大正元年11月9日(個人) 日(個人)	昭和8年4月11日(個人) 日(個人)	昭和17年2月9日(個人) 日(個人)										
85-2														
94														
95														
96														

3-3-2 指定地の管理状況

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理運営は、八幡市が八幡市公の施設指定管理者条例及び八幡市立松花堂庭園条例、八幡市立松花堂美術館条例に基づき定めた指定管理者が行っており、本計画の策定時点における指定管理者は、公益財団法人やわた市民文化事業団である。やわた市民文化事業団は、昭和58年(1983)、八幡市が八幡市立松花堂庭園・八幡市立松花堂資料館の公開を開始した際、施設の管理運営を受託した団体で、平成24年(2012)4月、財団法人から公益財団法人に移行した。現在、平成30年(2018)4月1日から令和5年(2023)3月31日まで5年間の委託管理者として、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理運営を行っている。

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理に関する基本協定は、八幡市公の施設指定管理者条例に基づき定めている。指定管理者の行う管理業務内容は、以下のとおりである。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務

3-4 これまでの調査研究状況と関連刊行物・関連資料

3-4-1 これまでの主な調査

【3-4】では、名勝松花堂及び書院庭園の調査研究状況と関連刊行物、松花堂や松花堂露地に関する資料について整理する。名勝指定後には本格的調査を実施していないため、調査研究状況の整理にあたっては、名勝指定地の一部、あるいは名勝の構成要素の一部のみを対象とした調査なども含め、広く関連情報を収集することとした。主な調査研究の成果については、別途、巻末の資料編にまとめている。

名勝に関するこれまでの主な調査として、東車塚古墳に関する調査、庭園に関する調査、建造物に関する調査がある。【表3-3】で一覧を示し、調査記録の一部は巻末の【資料1】に収めた。

表 3-3 名勝に関する主な調査

調査年	調査概要	調査記録の刊行物
大正9年 (1920)以前	梅原末治による東車塚古墳の調査 梅原末治が久津川古墳の研究に伴い実施。東車塚古墳に関する初の調査で、所有者である西村芳次郎の協力を得て、邸宅・庭園築造時の遺物出土状況に関する聞き取り調査を行ったが、発掘調査は行わず。	梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」(『久津川古墳研究』1920) 【資料1-1】
昭和7年 (1932)以前	京都府による東車塚庭園の調査 府が史蹟名勝天然記念物の総合調査の一環として実施。邸宅(書院)、庭園、茶室、古墳を調査対象とし、調査報告は佐藤虎雄(古墳・松花堂の歴史)、藤原義一(建造物)、関口鉄太郎(庭園)が執筆。その際、庭園内の景石、石燈籠、手水鉢について、庭園所有者の西村芳次郎が執筆した解説書(【資料1-2】参照)に基づく名称を採用している。	佐藤虎雄ほか「東車塚庭園」(京都府編『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、1932) 【資料1-3】
昭和12年 (1937)	重森三玲による庭園の実測調査 重森三玲が松花堂露地の調査として実施、松花堂露地を含む庭園の北半について実測を行い、解説を執筆。このとき、庭園の南半を占める築山は調査対象外とした。『日本庭園史図鑑』での解説をのちに短縮、再編集して、『日本庭園史大系』に改めている。	重森三玲「松花堂露路」(『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939)、 重森三玲・重森完途「松花堂庭園(露地)」(『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974) 【資料1-4】
昭和50年代	京都府による松花堂と書院建物の調査 府が有形文化財としての建造物について指定登録を行うに先立ち実施。のち府指定となった松花堂、府登録となった書院・玄関について、建造年代特定のため、当初材の確認等を行う。	「史蹟松花堂(松花堂、旧泉坊客殿)」(報告書未刊行) 【資料1-6】
平成24年度	八幡市による庭園の実測調査と松花堂の技法調査 市が史跡である松花堂と松花堂露地の保存整備に伴い実施。築山を含む庭園全域の実測と、松花堂の建築技法に関する調査を行う。	八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015 【資料1-8】

(表中に【 】で括弧示した番号は、巻末の資料編と対応している)

3-4-2 その他の調査研究・刊行物

その他、名勝に関連する調査研究の成果として、書院建物の調査報告や、史跡指定を受けた松花堂跡の発掘調査報告、資料に基づき建造物としての松花堂を研究した論考などがある。【表3-4】で一覧を示し、調査記録の一部は巻末の【資料1】に収めた。

表 3-4 名勝に関するその他の調査研究・刊行物

編著者 発行者	書誌情報
	概 要
西村閑夢 (西村芳次郎)	『八幡松花堂栞』(私家版、1929)【資料1-2】 閑夢は西村芳次郎の号。邸宅の所有者であり、庭園の作庭に関わった芳次郎自らが、昭乗や松花堂、書院、西車塚古墳等、庭園内の見所について記した解説書。景石、石燈籠、手水鉢(芳次郎の記述では「手水盤」)について、伝承に基づく名称を採用している。
中村直勝編	『八幡史蹟』(京滋探遊会、1936) 八幡の史蹟の案内解説書。昭和11年(1936)頃の庭園の写真を掲載。
清水卓夫	「松花堂の庭」(『武者の小路』第3年第8号 松花堂特集号、武者の小路社、1938) 昭和10年代の庭園の様相を記す。
澤島英太郎	「昭乗隠栖の方丈「松花堂」に就て」(『瓶史』第9巻 秋の号、1938)【資料1-5】 昭和10年代の松花堂と近世の絵図を比較検討し、細部の変化を明らかにした論考。
井川定慶編	『西村閑夢翁追悼集』(『武者の小路』第4年4月号別刷、武者の小路社、1939) 西村芳次郎の死後すぐに編集された小冊子。芳次郎の経歴や交友関係を示す数編の文を掲載。
堀口捨己	「四 松花堂の茶室と遠州好み」 (『茶室研究』1969、『茶室研究』復刻版、鹿島研究所出版会、1977) 昭乗の茶座敷、茶室について資料を比較検討し、松花堂建造当初の様相の復元を試みた論考。
中村昌生	「松花堂の保存 伝統と創造のノート2」(『日本美術工芸』413号、1973) 大阪市都島区網島町に所在し、松花堂関連の建造物として知られる旧貴志邸茶室について、保存の経緯や八幡の松花堂との関連等を検討した論考。 「松花堂と茶室」(『茶道雑誌』38巻8号、1974) 松花堂を茶室としての利用の観点から考察した論考。
石清水八幡宮	『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』1984【資料1-9】 石清水八幡宮境内の松花堂跡(史跡)の環境整備に伴う発掘調査の概報。発掘により、泉坊に関する建物跡と松花堂露地遺構を検出。 『史跡松花堂およびその跡整備事業報告書』1986 石清水八幡宮境内の松花堂跡(史跡)に関する整備事業として、松花堂露地遺構の一部露出展示や、建物跡の平面表示等を実施した際の報告書。
本中真	「松花堂の露地遺跡」(『仏教芸術』192号 [発掘庭園特集号]、1990)【資料1-9】 史跡松花堂及びその跡発掘調査の成果に基づく論考。江戸時代後期の露地空間の意匠・構造について、遺構と史料の両面から復元しうる貴重な事例と評価。
大阪市教育委員会	大阪市文化財総合調査報告35 『大阪市内所在の建築文化財—大阪市桜宮松花堂調査報告—』(大阪市、2002) 大阪市都島区網島町に所在する桜宮松花堂(旧貴志邸茶室)の調査報告。八幡の松花堂との関連を明らかにするため、古材等の調査を実施。
山口恭子	「松花堂昭乗年譜稿」(上)(『法政大学大学院紀要』第54号、2005) 「松花堂昭乗年譜稿」(下)(『法政大学文学部紀要』第53号、2006) 松花堂昭乗の詳細な年譜。昭乗の事績のみならず、作品や書状も年代毎に掲載。
京都府教育委員会	「松花堂」(『京都府の近代和風建築—京都府近代和風建築総合調査報告書—』、2009)【資料1-7】 京都府が近代和風建築総合調査の一環として実施した、書院建物の調査報告。初めて書院建物全体を調査対象とし、明治30年代の当初材について検討。
竹中友里代	「八幡市の文化遺産と調査の歩み」 (京都府立大学文化遺産叢書 第3集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—』京都府立大学文学部歴史学科、2010) 井上伊三郎の邸宅に始まる名勝指定地の継承について記す。古写真を多く掲載。

3-4-3 松花堂に関する資料

松花堂と松花堂露地については、江戸時代後期の様相を描いた資料が存在する。これらの資料によって、移築以前の松花堂の姿や、露地の規模、意匠を知ることができる。【表3-5】で一覧を示し、一部は巻末の【資料2】に収めた。

表 3-5 松花堂と松花堂露地に関する主な資料

資料名	作者・所蔵等	概要
『都林泉名勝図会』【資料2-2】 挿図： 「松花堂全図」【資料2-2-1】 「八幡泉坊昭乗翁故居」図 【資料2-2-2】	寛政11年(1799)刊 秋里籬島著 挿図は佐久間草 偃、西村中和、奥 文鳴による	京都の名所名園案内書。昭乗ゆかりの地として松花堂を紹介し、挿図として、露地の全貌を描いた「八幡泉坊昭乗翁故居」図、松花堂東面を描いた「松花堂全図」を掲載する。井上伊三郎が松花堂、松花堂露地、泉坊客殿の一部を移築した当時、松花堂に関する絵図は本資料のみが知られていた。
『八幡泉坊松花堂起絵図』 【資料2-3】	東京国立博物館蔵	松花堂、松花堂露地の平面図に、松花堂をはじめとする露地内の建築物の起こし絵が附属しており、規模や意匠の詳細がわかる。『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』（石清水八幡宮、1984）では、『松花堂真図』の名称で本資料を掲載し、遺構との比較を行っている。
『名物数寄屋図』【資料2-4】	国立国会図書館蔵	今泉雄作寄贈本。『八幡泉坊松花堂起絵図』とは一部の文字が異なるが、ほぼ同一の内容である。

3-5 名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷

【3-5】では、名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷について、各種資料やこれまでの調査成果も交えて整理する。

3-5-1 松花堂と泉坊の歴史

① 昭乗の事績と草庵松花堂の成立

松花堂は、江戸時代前期の石清水八幡宮の社僧、昭乗(天正12年(1584)–寛永16年(1639))が、石清水八幡宮境内の泉坊に構えた草庵である。昭乗自身、最晩年に松花堂という号を用いたことから、松花堂昭乗の名で世に知られている。

昭乗は、寛永の三筆に数えられ、書画と茶の湯をよくする当代一流の文化人であったが、出自には不明なところが多い。また、昭乗の事績に関する基礎資料には、昭乗の没年に淀藩家老である佐川田昌俊が記したと伝わる『松花堂行状』と、実兄が養子に入った中沼家の系譜『中沼家譜』のふたつがあり、生年、生地の記事が異なっている。ここでは、没年に近い時期の成立と考えられる『松花堂行状』により、天正12年(1584)大和春日の生まれとする説をとる。



図 3-11 松花堂昭乗自画像写
(細合半齋筆 松花堂美術館蔵)

昭乗の実兄である中沼左京が、関白近衛前久の子で興福寺一乗院に入った尊勢に仕えていた縁により、幼少期は尊勢の兄、近衛信尹に仕えたという。その後、石清水八幡宮の社僧となり、瀧本坊の住持である実乗を師として真言密教を修めるとともに、自ら書画の技を磨いた。その過程で、昭乗は小堀遠州、木下長嘯子、石川丈山、江月宗玩、沢庵宗彭、安楽院策伝らと交遊を結び、書画と茶の湯、いずれにも造詣を深める。特に遠州とは、中沼左京の婚姻関係によって義兄弟となり、終生親しく交流している。僧侶の身分と学識に加え、文化的な素養、近衛家との縁故を有していた昭乗は、江戸時代初期の複雑な朝幕関係のなかにあつて、しばしば近衛家と徳川家の仲介も務めた。

寛永4年(1627)、44歳で実乗の跡を継ぎ瀧本坊の住持になると、書院を造営するにあたり、当代随一の茶人であり建築家、作庭家でもあった小堀遠州の助力を得て、懸造りの茶室閑雲軒を設けた。寛永年間に昭乗が催した茶会については「松花堂茶会記」に、昭乗が瀧本坊に備え、のち八幡名物と称されることになる道具については「瀧本坊蔵帳」に詳しい。寛永14年(1637)、昭乗54歳のとき、瀧本坊が火災に遭う。このことを契機に、昭乗は瀧本坊を弟子の乗淳(中沼左京の子、昭乗の甥)に譲って泉坊に移り、自坊の一面に草庵松花堂を構えて、自らも松花堂と号した。ところが松花堂での隠棲生活は長く続かず、わずか2年後の寛永16年(1639)、病により生涯を終えた。

② 松花堂露地の成立

昭乗の没後、昭乗が小堀遠州とともに造り、名声を博した茶室閑雲軒には名だたる茶人が足を運ぶ一方で、松花堂はそれほど注目されていなかった。そのためか、成立当時の松花堂について、

細部を記録した資料は残っていない。松花堂が注目を集めるのは、地誌の出版が盛んになった18世紀末のことである。

安永9年(1780)刊『都名所図会』は、京都の名所案内書としてよく知られている。著者の秋里籬島は、『都名所図会』において草庵松花堂にはふれず、昭乗その人を住房瀧本坊、泉坊と結び付け紹介するにとどまっている(【資料2-1】参照)。

『都名所図会』刊行から19年後の寛政11年(1799)、著者を同じくする京都の名所名園案内書『都林泉名勝図会』が刊行された。秋里籬島は、『都林泉名勝図会』において松花堂を昭乗ゆかりの地と紹介し、挿図として「八幡泉坊昭乗翁故居」図、「松花堂全図」を掲載している(【資料2-2】参照)。挿図で注目すべきは、松花堂の周囲に中門と待合を備えた露地を描く点である。挿図が描かれた18世紀末の時点で、昭乗が営んだ松花堂



図 3-12 『都林泉名勝図会』「八幡泉坊昭乗翁故居」図(部分)
松花堂周辺 (国際日本文化研究センター所蔵)

は、茶室を備えた草庵というよりも、むしろ茶室そのものと認識されていたであろうことが読み取れる。

昭乗が泉坊に松花堂を構えたのち、地誌に松花堂と露地が描かれる18世紀末に至るまで、100年以上に及ぶ空白を埋める資料として、19世紀の中頃に成立した八幡の地誌『男山考古録』がある。著者の長濱尚次は石清水八幡宮の宮大工で、建造物としての松花堂の変遷を子細に記す(【資料2-5】参照)。『男山考古録』によると、松花堂ははじめ泉坊の北西にあり、のち北東に移されたという。また、昭乗が最期の住まいとして構えた「一字の方丈」松花堂には、もともと待合や中潜りなど備わっておらず、茶室の要素は後世の人々が、松花堂移設の際に持ち込んだという。

17世紀前半、昭乗が隠棲の場として構えた松花堂に対し、のちに茶室の要素を強める改修が施され、地誌を介し茶室として知られるに至ったとすると、その背後には、閑雲軒焼亡の影響が想定できる。昭乗と遠州が造り、世に知られた閑雲軒は、安永2年(1773)に焼亡した。昭乗と遠州のつながりを示す、貴重な茶室が失われるさまを目の当たりにした石清水八幡宮の社僧、坊の檀越らは、泉坊に残る松花堂を茶室に見立て、当時の美意識で松花堂と松花堂露地を改修、再構成したものと考えられる。

改修、再構成を経た松花堂露地は、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)、『八幡泉坊松花堂起絵図』(東京国立博物館蔵)で平面図を確認することができる(【図3-13】【資料2-3】【資料2-4】参照)。これによると、西に入口があり、東に向かって外露地・中露地・内露地の三重露地の構成をとり、一番奥に松花堂があった。

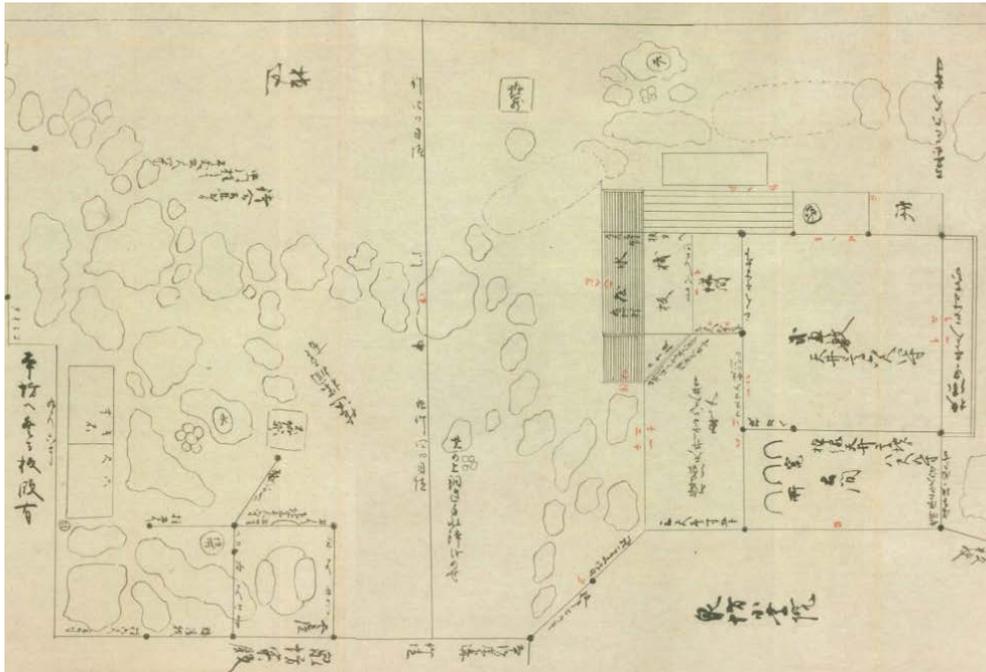
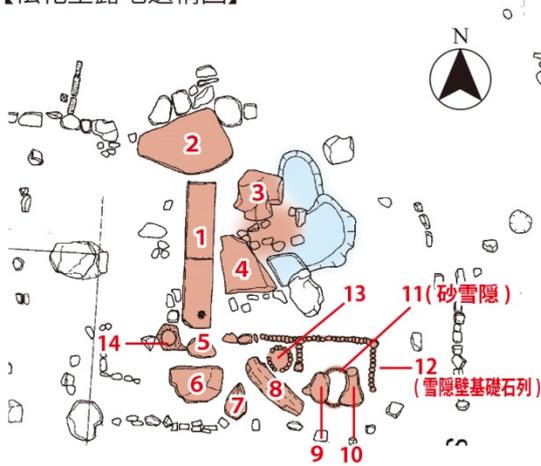


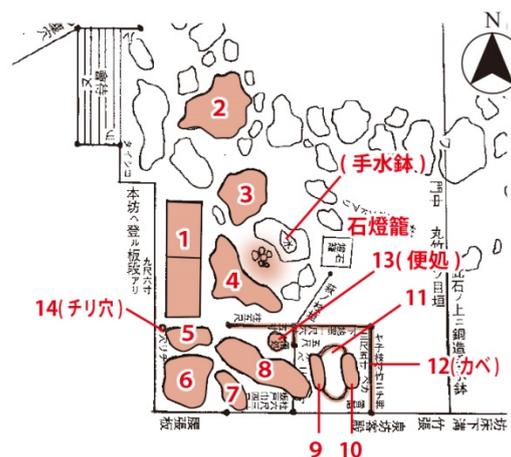
図 3-13 『名物数寄屋図』(部分) (国立国会図書館蔵)

昭和57年(1982)・58年(1983)、史跡松花堂およびその跡の環境整備のため、泉坊跡で発掘調査を実施した。この調査で検出した遺構は、良好な遺存状況で『八幡泉坊松花堂起絵図』と合致しており、中露地・内露地の一部であると想定できる (【図3-14】【資料1-9】参照)。

【松花堂露地遺構図】



【『八幡泉坊松花堂起絵図』トレース図】



	現存遺構と絵図が対応するもの
	抜き取り跡

図 3-14 松花堂露地遺構図と『八幡泉坊松花堂起絵図』の相似関係 (雪隠周辺)

(『史跡松花堂およびその跡調査概報』石清水八幡宮 1984 所載の図を加工、彩色部分は加筆)

3-5-2 名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷

① 井上伊三郎とその一族による土地・建造物の取得

明治初年、政府の神仏分離政策によって石清水八幡宮は大変革にさらされ、山内の仏堂・仏塔・坊舎は悉く撤去、破却されることとなった。境内の坊舎である泉坊や、泉坊の一面にあった松花堂も、例外なく撤去の対象とされた。また、男山の東麓に広がる石清水八幡宮の門前町も、鳥羽伏見の戦いによって北半が焼土と化した。このような混乱のなか、泉坊客殿の一部と松花堂は、奇跡的に現在まで伝わった。その次第は、昭和7年(1932)刊『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊収載の調査報告「東車塚庭園」(【資料1-3】参照)に詳しい。

この調査報告によれば、泉坊客殿の一部と松花堂は、幕末の尊攘派公卿、中山忠光の弟である大谷治麿に600両で売却され、大谷の邸地に移された。その地は八幡山路、放生川にかかる買屋橋のたもとである。大谷治麿が八幡を去った後、明治13年(1880)には、八幡志水の南端、西車塚古墳前方部の東方にふたたび移されたという。さらに明治24年(1891)、井上伊三郎がこれを譲り受け、洪水等の憂いを避けるため、高台となっていた東車塚古墳の地、すなわち現在地に移すとともに、泉坊の庭園も同地に移し、自らの邸宅を築いた。

井上伊三郎(天保6年(1835)～明治41年(1908))は八幡志水で寺子屋を営み、主に筆道を教授した能書家の国学者で、忠継と号した。また八幡の戸長として、種々紛争の仲裁等を担当した名望家でもあり、その出自は、八幡志水の豊かな商家と考えられる。井上伊三郎は、安政元年(1854)から明治5年(1872)まで寺子屋を開いた後、戸長を務めた。井上家と親戚関係にあり、松花堂や書院、庭園の維持に関わった家として、八幡城ノ内の豊商、今中家が挙げられる。今中家は石清水八幡宮に御豊神人として仕えた家と伝わる。井上家についても、かつては石清水八幡宮の坊舎である井上坊に住まいしたとする説があり(徳富蘇峰「松花堂昭乗の遺蹟」『西村閑夢翁追悼集』所収)、ともに石清水八幡宮にゆかりある家の人々が、その存続に関わったといえる。

伊三郎が邸宅用地とした東車塚古墳は、男山の南東山麓、高野山へ通じる東高野街道沿いの女郎花に位置する。女郎花という小字名は、「古今和歌集」に詠われた女郎花の伝説に由来し、東車塚古墳の西側に、石塔の建つ女郎花塚がある。東高野街道を挟んで東西に対峙する2基の前方後円墳は、江戸時代から一帯で知られ、東車塚、西車塚と呼ばれていた。江戸時代中期の八幡を描いた『八幡山上山下惣絵図』(【図3-15】参照)では、街道を挟んで東西に並ぶ2つの車塚と、東車塚の傍らにある女郎花塚、周辺に広がる田畑の様子を見ることができる。西車塚の東側を通る東高野街道は、古墳後円部の墳裾に沿うように曲線を描いており、街道が古墳に規定されていることがわかる(【図3-16】参照)。



図3-15 江戸時代中期の車塚付近の様相

『八幡山上山下惣絵図』部分(国立公文書館所蔵)

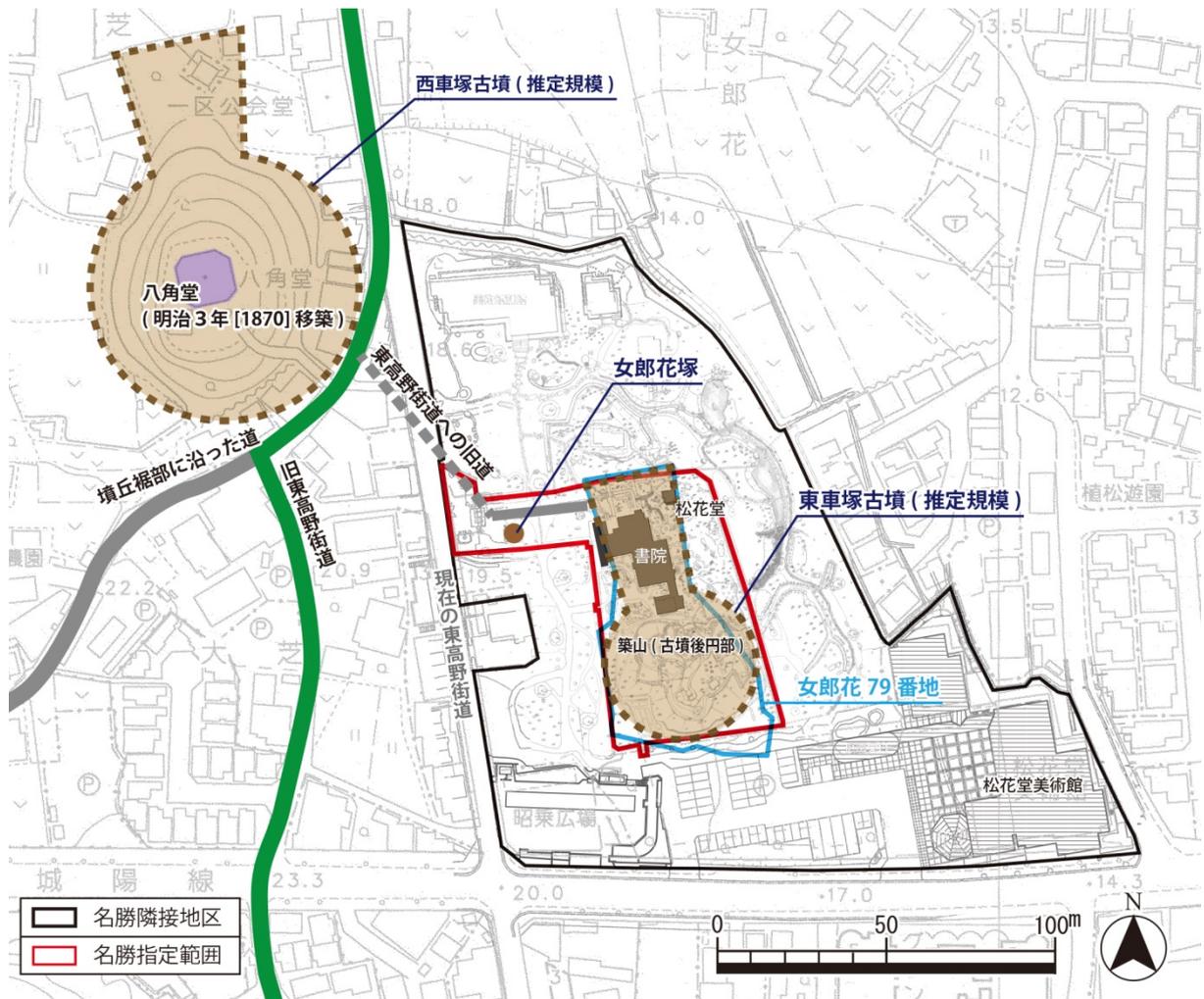


図 3-16 西車塚古墳・東車塚古墳・女郎花塚と名勝指定地の位置関係

(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

邸宅と東高野街道を連絡する旧道(灰色点線)は明治42年(1909)の地形図に、西車塚古墳の全長は『石清水八幡宮境内調査報告書』2011によって示し、東車塚古墳の規模は女郎花79番地の形状から推定した

男山の麓、平坦な田園地帯にあって、小高い古墳の墳丘は、東方一帯に眺望のきく男山と類似した眺望良好点として、目を引く場であったことは想像に難くない。明治30年(1897)、井上伊三郎が邸宅用地として最初に購入したのが、女郎花79番地である。女郎花79番地は、伊三郎が実際に邸宅を築いた範囲の、ほぼ全域を占める土地であり、地所の形からみて、古墳の墳丘形態を継承していると考えられる土地でもある(【図3-16】参照)。伊三郎がこの土地を取得した時点での、墳丘の残存状況は分かっていない。

その後、明治33年(1900)から明治37年(1904)にかけて、伊三郎の親族にあたる井上家、今中家の人が、古墳周辺の土地を取得している。これ

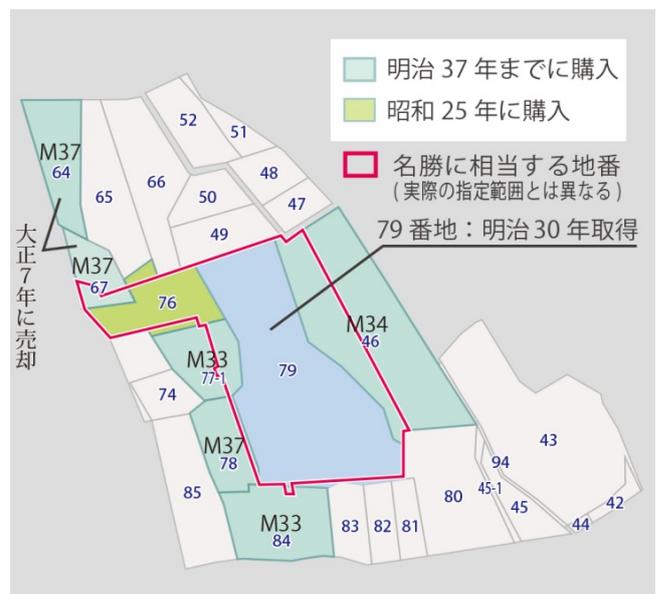


図 3-17 井上伊三郎とその一族による土地の取得経過(登記簿、公図より作成)

により、名勝指定地の原型となった邸宅（現在の内園）の敷地は、すべて井上伊三郎とその一族の所有となった（【図3-17】参照）。

邸宅の成立から50年ほど経過した昭和25年（1950）、西村芳次郎の婿養子である西村大成が、邸宅西方の土地を追加取得している。これは邸宅と、邸宅の西を南北に走る直線道路（現在の市道土井南山2号）を結ぶ接続部にあたる。もとは直線道路よりさらに西を旧東高野街道が走っており、これが直線道路に付け替えられたことをうけ、道路への接続部を確定するため土地を取得したと考えられる。このとき、現在の名勝指定地すべてが西村家の土地となった（【図3-17】参照）。

② 井上伊三郎・西村芳次郎による邸宅・庭園の整備

東車塚古墳の上に位置する邸宅は、井上伊三郎が原型を整え、邸宅内の庭園については、伊三郎と、二男の西村芳次郎、二代にわたり作庭している。西村芳次郎（明治元年（1868）-昭和14年（1939））は、井上伊三郎の二男として生まれ、京都の生糸商、西村嘉助商店の養子となった。号を閑夢といい、八幡の郷土史家として、三宅安兵衛の遺志による石標建立事業に寄与したほか、松花堂保存会を立ち上げ、昭乗の墓石がある瀧本坊歴代の墓域に泰勝寺を建てたことでも知られる。

登記簿によると、伊三郎が東車塚古墳の土地を取得したのは、明治30年（1897）4月のことで、土地の造成を開始したのはこれ以降とみてよい。はじめに着手したのは、邸宅の北半にあたる前方部の削平で、同年、その作業中に古鏡1面と剣身1口が出土した。庭園の整備が進んだのち、松花堂露地に石碑を建て、遺物の発見地点を示している。後年、西村芳次郎が『八幡松花堂栞』でこの頃の様子を記したところによると、「前角即ち北ノ方平坦ノ処ニ建築物ヲ移建セリ、漸次石垣ヲ積み後円部ノ土ヲ採取シテ築造スル」状況だったという（【資料1-2-2】参照）。この記述から、先に土地の造成が終わった区画では建造物の移設に着手し、残る区画の造成や、石垣の築造については、並行して進めていたらしいことがうかがえる。

前方部を削平した明治30年（1897）に遺物が出土したのと同様に、後円部で土の採取を行った際にも、遺構と遺物が確認されている。明治35年（1902）、後円部での作業中に、粘土槨など古墳主体部の一部と、鏡、管玉、刀剣、甲冑などの遺物が発見された。東車塚古墳に関する最も古い調査記録である、梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」（大正9年（1920）刊『久津川古墳研究』所収）によれば、梅原が初めて東車塚古墳を訪れた大正5年（1916）の時点で、「古墳の全部は今全く井上氏の別荘の内に入って、大部分地均を行ひ庭を形造り、為に原形を明にする能ざる」状況であり、邸宅内の庭園と東車塚古墳は不可分になっていた（【資料1-1-2】参照）。

邸宅を築く過程を記録した同時代の資料はなく、工事に着手した順ははっきり分かっていない。ただし建造物については年紀が残っており、まず泉坊客殿の一部を組み込んだ書院、次いで松花堂が完成したと確認できる。書院の棟札には、明治31年（1898）2月21日、大工藤下常吉を棟梁とし、井上伊三郎が施主となって上棟したという記述がある。泉坊客殿から移築した玄関と書院座敷以外は、この時の新築である。松花堂の宝珠瓦露盤には、明治33年



写真 3-4 松花堂の宝珠瓦露盤銘



写真 3-5 書院棟札

(1900)に山下の佐々木氏から買い受けて、月の岡、つまり現在の名勝指定地に移設したとの銘がある。銘文にみえる松花堂移設の斎主は、書院と異なり、井上伊三郎と西村芳次郎（資料上の表記は芳治郎）の連名になっている。建造物の整備と合わせて、邸宅を囲む塀などの整備も行われた。

井上伊三郎と西村芳次郎が、邸宅内の庭園を整備する際、特に注意を払っていた点のひとつが、松花堂とともに移設した松花堂露地の忠実な再現である。昭和12年(1937)、重森三玲が庭園の実測図を作成した際、西村芳次郎に対して行った聞き取り調査によると、この作業には伏見の植木屋幸七が庭師として関わっており、施主と庭師がともに実地をよく見分したという（【資料1-4-2】参照）。松花堂は、伊三郎が入手した時点ですでに解体され、男山の麓に降ろされており、松花堂露地は江戸時代の形を保ったまま、男山の東側山腹にある、泉坊跡地の一面に残存していた。伊三郎と芳次郎は、植木屋を伴って泉坊跡地に足を運び、現地状況を見分したのであろう。

松花堂露地を構成していた石造物や石材を邸宅内に移すにあたっては、当時、松花堂露地を描く資料として唯一知られていた『都林泉名勝図会』の挿図と、丹念に照合したことがうかがえる。挿図で詳細に描かれた松花堂の東側について、図と現状を比較すると、飛石、手水鉢、紀年銘がある石燈籠などの配置が酷似していることが分かる。挿図に描かれているウメも、図と同位置に植えられていたと重森三玲が記録している。また、挿図に描かれてない松花堂の北側などについても、飛石や延段の現状が『八幡泉坊松花堂起絵図』と一致することが確認できる（【図3-25】参照）。泉坊跡地で松花堂露地を見分した際、『都林泉名勝図会』に描かれていない範囲については一定の記録を作成し、松花堂露地の忠実な再現に努めた形跡が見てとれる。

邸宅内の庭園のうち、松花堂露地を除く空間は平庭と築山に大別することができ、昭和7年(1932)刊行の調査報告や昭和12年(1937)の実測図、古写真などで状況を知ることができる。ただし、『八幡松花堂葉』に泉坊のほか石清水八幡宮境内の瀧本坊、豊蔵坊、中之坊、宮本坊、萩之坊、護国寺等から石造物を集めたという記述もあることから、伊三郎の没後も芳次郎が作庭を継続していた可能性が高く、作庭の時期や意図、施主を特定することは難しい（【資料1-2-3】参照）。

平庭は、書院を囲むように作庭されている。最も広い平庭は書院の東側に位置する枯山水庭園で、背後に低い生垣を配しており、その先に広がる木津川流域の景を取り入れることが作庭意図のひとつと考えられる。この東方に開けた平庭の視点場は、泉坊客殿の一部を組み込んだ書院の中でも、特別な一室、玉座の間である。石清水八幡宮境内の泉坊は、男山東谷の高台に位置し、東方への眺望に優れていた様子が『都林泉名勝図会』の挿図に描かれている。それをふまえて、



写真 3-6 松花堂と松花堂露地
昭和初期撮影（西村家所蔵）

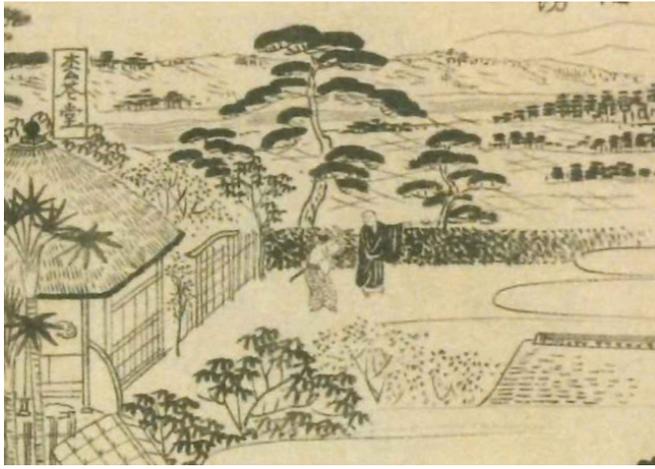


図 3-18 『都林泉名勝図会』にみる泉坊からの眺望
「八幡泉坊昭乗翁故居」図 部分（国際日本文化研究センター所蔵）



写真 3-7 書院南側の築山の植栽
昭和 11 年(1936)頃撮影（中村直勝編『八幡史蹟』
1936 所載）



写真 3-9 書院からの眺望
昭和初期撮影（西村家所蔵）

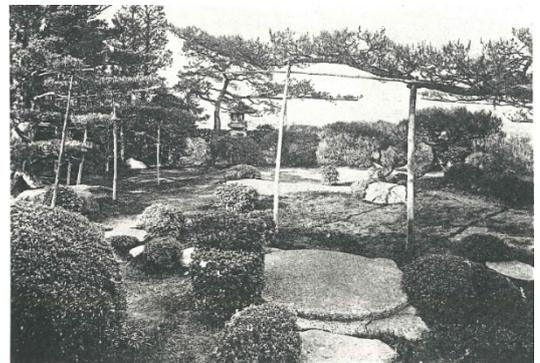


写真 3-8 書院東側の庭園
昭和 11 年(1936)頃撮影（中村直勝編『八幡史蹟』
1936 所載）



写真 3-10 東側からみた邸宅
大正 9 年(1920)頃撮影（梅原末治『久津川古墳研究』1920 所載）

昭和7年(1932)刊行の調査報告では、「かくて本庭は東辺生垣を越えて遙かに宇治方面を見晴らし眺望頗る佳く、都林泉名勝図会「八幡泉坊」に於ける茶室の右方の二人の人物を配せる附近の技法と全く同一のものなり」と述べ、泉坊と東車塚庭園との共通点として、東方への眺望を挙げている。邸宅のほぼ中央に位置する書院から鑑賞する平庭を作庭するにあたって、泉坊を念頭に、東方への広がり意識した可能性が指摘できる。

平庭の南方には、東車塚古墳の後円部を築山に見立てた空間が広がっている。大正9年(1920)頃、邸宅を東側から撮影した写真が残っており、石垣で囲まれた邸宅の中に、樹木が繁り、高さのある築山を確認することができる。

邸宅の北西角から西に長く張り出した一画は、昭和25年(1950)に西村家が取得する以前から、邸宅の入口である梅見門と東高野街道を結ぶ通路として整備、使用されていたと考えられる。昭和2年(1927)、街道沿いに三宅安兵衛の遺志による石碑を設置しているほか、昭和11年(1936)頃の撮影と思われる写真で、直線道路に改められた東高野街道から邸宅に向かう石積の通路と、通路沿いの生垣が確認できる。

こうして形成された邸宅は、芳次郎の文化的な交遊の場として、大きな役割を果たした。芳次郎は、昭乗の顕彰に力を注ぐなかで、茶人としても知られる実業家益田孝(鈍翁、三井物産初代社長)と交流を深めていたが、昭和期に至ってもその傾向は続き、徳富蘇峰、吉井勇らが芳次郎の招きに応じて八幡に逗留し、邸宅を訪ねている。昭和14年(1939)に芳次郎が没し、昭和16年(1941)に婿養子である西村大成が邸宅を引き継いで以降も、福田平八郎、小野竹喬、梅原龍三郎、吉井勇らが邸宅を訪れており、文化的な交遊の拠点として、一定の役割を果たし続けていたことが分かる。

昭和27年(1952)、西村家が所有していた邸宅は、迫田盛太郎の手に移った。鉾山業者だったという迫田が邸宅を所有していた当時、邸宅や邸宅内の庭園について整備を行った形跡は確認できない。邸宅の利用実態についても、同様に確認できていない。

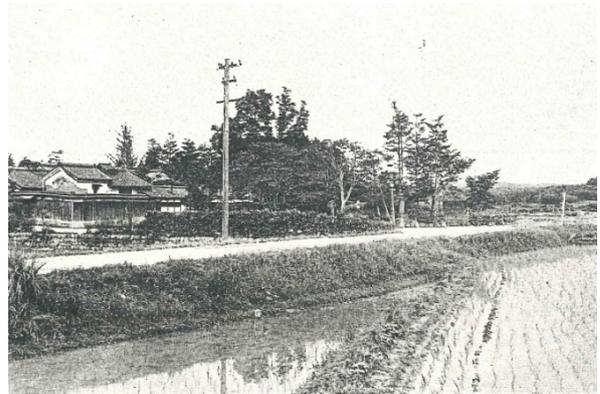


写真 3-11 東高野街道から邸宅を望む
昭和11年(1936)頃撮影(中村直勝編『八幡史蹟』1936
所載)



写真 3-12 書院東側の庭園を散策する徳富蘇峰
右端が蘇峰、昭和13年(1938)10月17日撮影(西村家所蔵)



写真 3-13 書院で富岡鉄斎の作品を囲む人びと
左から福田平八郎、小野竹喬、梅原龍三郎、吉井勇
昭和23年(1948)5月23日撮影(西村家所蔵)

③ 塚本清による邸宅周辺の整備

昭和38年(1963)、邸宅は迫田盛太郎の手を離れ、実業家である塚本清(素山、塚本総業(株)代表)の所有となる。塚本は美術品収集家としての顔も持っており、邸宅を積極的に活用するべく、大規模な周辺整備を行った。塚本清が周辺整備を計画したもうひとつの理由として、八幡地域の土地利用の変化がある。この頃、高度経済成長による開発の波が押し寄せ、住宅開発や道路整備、沿道開発が盛んに行われた結果、庭園からの眺望にも影響が及んだ。塚本清は、邸宅周辺の土地を追加取得、整備することによって、周辺を開発から守り、庭園への影響を最小限にとどめるだけでなく、邸宅と調和した新たな空間を作りだそうとしたのである。

昭和44年(1969)までに邸宅周辺の土地を取得した塚本は、邸宅を囲むようにタケ主体の庭園を整備し、邸宅の遮蔽と保存を図った(【図3-19】参照)。この頃から、明治以来の邸宅を内園、その外側で新たに整備した庭園を外園と呼び分けている。外園の整備によって、内園からの眺望が失われた代わりに、眺望範囲に含まれていた景観阻害要素は排除されたことになる。

塚本は、外園の中に茶室3棟と塚本松花堂美術館を整備した。昭和45年(1970)に開館したこの美術館では、邸宅とともに引き継がれた昭乗の由緒品や、自身が蒐集した昭乗ゆかりの美術品などの展示公開を行っている。

また、昭和20年代に西村家が遅れて取得した、内園と東高野街道を結ぶ方形の区画(【図3-20】土色の着色部分)においても、新たに四脚門を移築し、外園の整備にあわせて、直線状の園路と沿道の植栽からなる庭園を再整備した。そのほか、書院北西側の蔵の改築、書院台所土間の改装など、内園の一部改修を行っている。塚本は、邸宅周辺の整備を含め、庭園の管理保全、昭乗の顕彰に努めており、邸宅を所有、利用していた期間、内園の建造物や庭園に大きな改変を加えることはなかった。

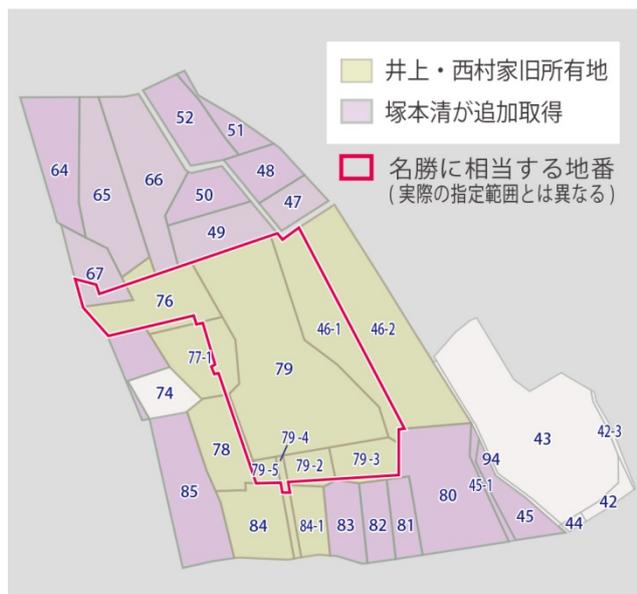


図 3-19 塚本清による土地の取得経過
(登記簿、公図より作成)



図 3-20 内園と東高野街道を結ぶ区画の利用状況
(昭和31年(1956)の地形図に加筆、一部着色)



写真 3-14 造成中の外園用地
昭和 40 年(1965)～44 年(1969)頃撮影

④ 八幡市による公有化と市営施設の整備

昭和52年(1977)、八幡町が市制を施行して八幡市となるにあたり、記念事業のひとつとして松花堂及びその周辺を公有化した(【図3-21】参照)。このとき、実際には城南土地開発公社が土地を一括して先行取得し、八幡市は昭和52年(1977)から昭和59年(1984)にかけ、段階的に公有化を行っている。外園の一面に整備されていた塚本松花堂美術館についても、八幡市立松花堂資料館と名称を改めて引き継ぎ、内園と外園を市営施設として一体的に管理した(【図3-22】参照)。

以降、八幡市は外園隣接地の取得に努め、市営施設の整備をすすめる。平成14年(2002)、南東の隣接地に展示施設を新設し、市営施設「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」の運用を開始した。また、平成24年(2012)には、南西の隣接地に昭乗広場を整備し、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館とともに管理運営を行っている。塚本清と八幡市が、名勝指定地の周辺に順次整備した諸施設について、本計画では名勝隣接地区と位置づける。

明治から平成までの、名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷をまとめると、【図3-23】のようになる。

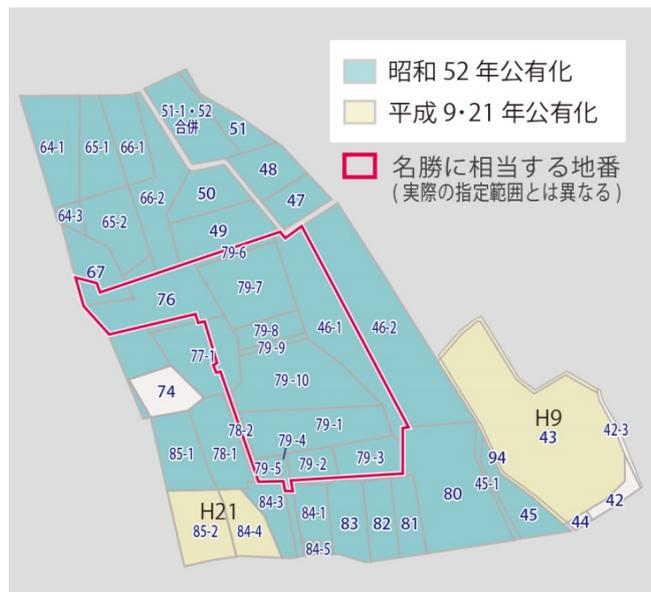


図 3-21 八幡市による公有化の経過
(登記簿、公図より作成)

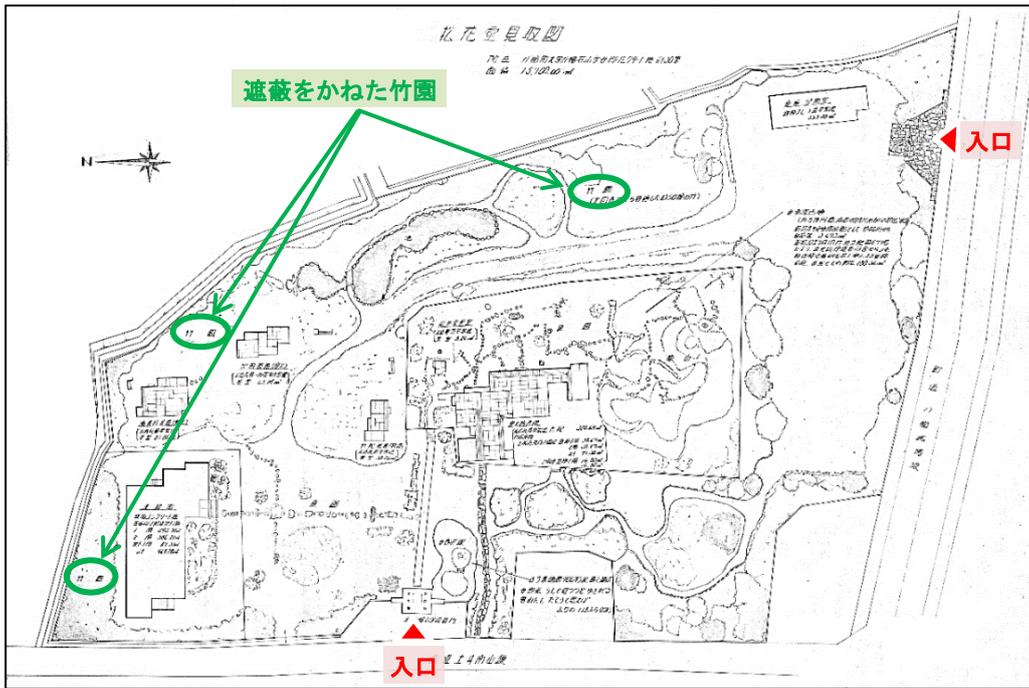


図 3-22 八幡市による公有化前後の内園・外園
(昭和 40 年代から 50 年代の「松花堂見取図」に一部加筆)

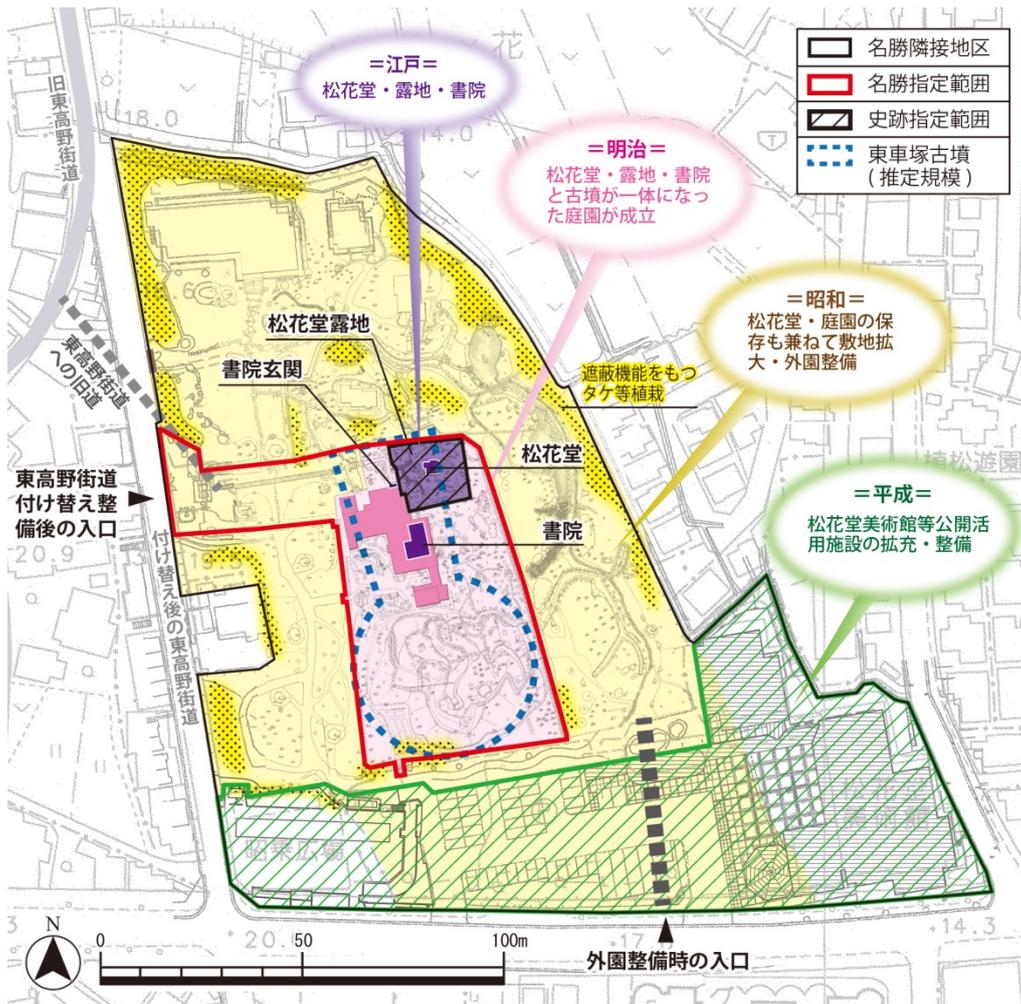


図 3-23 名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

表 3-6 名勝松花堂及び書院庭園関係年表

年 代		事 項
天正12年	1584	松花堂昭乗、奈良春日にて生まれる〈『松花堂行状』〉
天正17年	1589	この頃、男山に入ったともいわれる〈『瀧本煙葉帖』〉
慶長初年	1600頃	男山に上り、瀧本坊実乗について真言密教を学ぶ〈『松花堂昭乗』〉 男山入山後、一時期は「鐘楼坊」（男山の坊舎の名）に住した〈『中沼家譜』〉
慶長14年	1609	この年以前、「小堀遠州像」（孤篷庵藏）を描く
慶長17年	1612	9月29日、南禅寺の金地院崇伝（江戸前期時代の臨済宗の僧、諡号・本光国師）を訪ねる〈『本光国師日記』〉
慶長20年 元和元年	1615	大阪城落城後、狩野山楽が男山に身を寄せ、昭乗は山楽について画技を学んだともいわれる〈『本朝画史』巻五〉
元和2年	1616	11月、「大峯山蔵王堂勸進帳」（金峯山寺藏）を書す
元和7年	1621	この頃、昭乗が書いた色紙が贈答品とされていたことが知られる〈『時慶卿記』〉
寛永3年	1626	4月頃、尾張に行ったといわれる
		5月～10月、徳川義直が京都に滞在。6月には徳川秀忠が上洛、8月には徳川家光が上洛。9月、後水尾天皇の二条城行幸。これに先立って朝廷と幕府間の調整が進められ、昭乗はその仲介にあたったという。
		6月9日付、式部卿と署名のある書状（陽明文庫藏）に、徳川義直の上洛中、近衛信尋が伏見へ渡御することを記す
		11月15日朝、小堀遠州の茶会に参会（他に近衛信尋・三宅亡羊・金森宗和ほかが参会）〈『大有宗甫居士茶具置合』〉 これ以降、寛永14年末にかけて遠州の茶会にたびたび参会
		12月7日、奥平金弥（大和郡山藩主松平家の家老）の邸にて、昭乗筆・江月宗玩賛「馬上布袋図」が床に掛けられる〈『久重茶会記』〉
		冬、木下長嘯子とともに石川丈山を訪問し、丈山がこの時のことを詠んだ七言絶句が残る〈『長嘯子全集』〉 この頃、「惺々翁」の号を用いたことが知られる
寛永4年	1627	1月、「竹生島経」（国宝、東京国立博物館藏）の極めを書す
		1月、「大方広師子吼経」（京都国立博物館藏）の極めを書す
		2月14日、大蔵庄左衛門の茶会にて、昭乗画・江月宗玩賛「布袋図」が掛けられる〈『久重茶会記』〉
		3月23日、師・実乗が没し、その跡を継ぎ瀧本坊住職となる 以後、「瀧本坊」を称するようになる
		10月、「平等院勸進帳」（平等院藏）を書す
寛永8年	1631	閏10月28日付の書状で小堀遠州から息子・政之の書の指導を依頼される
		この頃、安楽庵策伝と狂歌の贈答をしたという〈『策伝和尚送答控』〉
寛永9年	1632	この年までに先聖殿（上野忍岡）の「歴聖大儒像」の作画を林羅山と堀杏庵から依頼されるが、老いを理由に辞退し、代わりに狩野山雪を推薦する〈「狩野永納家伝画軸序」〉
寛永11年	1634	3月20日、教王護国寺における弘法大師八百年忌に際し、詠草を書し、「弘法大師八百年忌鋪設図」をかく
		11月23日、安楽庵策伝より大仏餅を送られ、狂歌を贈答する〈『策伝和尚送答控』〉
寛永12年	1635	この年、中院通村と歌をかわしたという〈『風のしがらみ』〉

年 代		事 項
寛永13年	1636	2月29日、京都黒谷で行われた小堀遠州亡父・道喜（正次）の三十三回忌に烏丸光弘・木下長嘯子・沢庵宗彭・林羅山らとともに同席し、「小堀道喜追福和歌巻」を書す
		8月、石清水八幡宮の摂社である石清水社の石鳥居を京都所司代の板倉重宗が寄進し、その銘文を昭乗が書す
		10月26日晚、中沼左京の茶会で沢庵宗彭の墨蹟に昭乗が歌を添えた掛幅が使われる（『久重茶会記』）
寛永14年	1637	2月18日、沢庵宗彭より墨を贈られ、和歌を贈答する（『古画備考』）
		9月、江月宗玩らとともに石川丈山を訪問し、観瀾亭における観月の雅会に参加する（『新編覆醬集』）
		12月中旬、瀧本坊を甥の乗淳に譲り、瀧本坊南方の丘に草庵「松花堂」を構えて隠棲する（『松花堂行状』『男山考古録』）
		12月16日晚より乗淳とともに小堀遠州のところへ赴き、18日晚まで滞在する
		12月23日付、松花堂の名で永井直清に宛てた書状に、瀧本坊を乗淳に譲り、自らは松花堂に移ったことを記す
		この年、昭乗の「鳩図」に林羅山が詩をつくる（『林羅山詩集』）
寛永15年	1638	1月10日、烏丸光広邸にて、鹿苑寺住持の鳳林承章らと会う（『隔莫記』）
		3月6日～15日、江月宗玩とともに奈良を旅する（『芳野道の記』）
		この年、昭乗の「三笑図」に題して林羅山が詩をつくる（『林羅山詩集』）
寛永16年	1639	4月下旬、林羅山が昭乗に寄せた詩文を書く（『林羅山文集』）
		8月5日、江月宗玩の訪問を受ける（『随筆松花堂』）
		9月8日、近衛信尋の見舞いを受ける（『本源自性院記』）
		9月18日、昭乗が没する。9月22日、山下の里坊裏地に葬られる（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
安永2年	1773	閑雲軒が焼亡する。この時、瀧本坊、経蔵等も焼失する（『男山考古録』）
安永9年	1780	秋里籬島が『都名所図会』で瀧本坊、泉坊について記す（『都名所図会』）
寛政11年	1799	秋里籬島が『都林泉名勝図会』で松花堂について記す。挿図として「八幡泉坊昭乗翁故居」図、「松花堂全図」が掲載され、前者には中門・待合を備えた露地が描かれる（『都林泉名勝図会』）
嘉永元年頃	1848	石清水八幡宮の宮大工である長濱尚次が、八幡の地誌『男山考古録』で瀧本坊・泉坊・松花堂などについて記す（『男山考古録』）
明治7年頃	1874	神仏分離政策の影響で石清水八幡宮境内の仏教施設が撤去され、松花堂は泉坊客殿の一部とともに大谷治麿の邸地（八幡山路、現在の買屋橋のたもと）に移される（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治13年	1880	大谷治麿が八幡を去る。泉坊客殿の一部と松花堂は、山路から志水（西車塚古墳前方部の東方、旧志水町の南端）に移される（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治24年	1891	八幡の名望家井上伊三郎（忠継）が松花堂と泉坊客殿の一部を譲り受け、東車塚古墳の地に移すとともに、泉坊にあった庭園も同地に移す（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治30年	1897	4月13日、井上伊三郎が女郎花79番地（東車塚古墳）の土地を取得、登記する（登記簿） 東車塚古墳の前方部を造成した際、鏡1面と剣身1口が発見される（「山城国八幡町の東車塚古墳」）
明治31年	1898	2月21日、井上伊三郎が泉坊客殿の一部を取り込んで建築した書院が上棟する（書院棟札）

年 代		事 項
明治33年	1900	井上伊三郎が佐々木氏より松花堂を買い取る。その後、松花堂と松花堂露地を女郎花79番地に移設。斎主は井上と二男の西村芳次郎が務める〈松花堂宝珠瓦露盤銘〉
明治35年	1902	井上伊三郎が東車塚古墳の後円部を庭園の築山に修造する。この時、古墳の主体部と鏡等の遺物が発見される〈「山城国八幡町の東車塚古墳」〉
明治37年	1904	日露戦争が起こる。この頃、日露戦争後の財界パニックにより、西村芳次郎が事業を廃して京都から八幡に帰郷し、書院に居住する〈「松花堂と西村閑夢居士」〉
明治40年	1907	井上伊三郎らが女郎花塚を整備する〈「女郎花蹟」碑碑文〉
明治41年	1908	井上伊三郎が没する。西村芳次郎が松花堂庭園を受け継ぐ〈「八幡市の文化遺産と調査の歩み」〉
明治40年代		西村芳次郎が、昭乗の顕彰を通じ益田孝(鈍翁、三井物産初代社長)と交流を深める。時に八幡に招き、松茸狩り等でもてなす
大正元年	1912	益田鈍翁や西村芳次郎らが発起世話人となり、昭乗の遺蹟碑建立および墓所建設がなされる
大正8年	1919	昭乗の菩提寺を建て、年忌を営むことなどを目的として「松花堂会」が発足(会長は宗般玄芳、発起人は八幡円福寺の神月徹宗ほか近隣の僧侶や、関西の道具商ら)
大正9年	1920	昭乗の菩提寺、泰勝寺が竣工する
大正11年	1922	泰勝寺境内に昭乗ゆかりの茶室「閑雲軒」が復元され、この年より毎年、昭乗を偲ぶ忌茶会が催される 5月18日、第一回忌茶会およびその展覧席に「八幡名物」や昭乗ゆかりの作品が出される
昭和7年	1932	松花堂庭園が『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』に「東車塚庭園」として掲載される〈『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』〉
昭和8年	1933	2月8日、松花堂庭園が「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟及び名勝に仮指定される〈「官報」〉
昭和12年	1937	重森三玲が庭園を実測する〈『日本庭園史図鑑』『日本庭園史大系』〉
昭和13年	1938	10月17日、西村芳次郎が松花堂庭園に徳富蘇峰夫妻を招く〈「松花堂昭乗の遺蹟」〉
昭和14年	1939	西村芳次郎が没する〈「松花堂と西村閑夢居士」〉
昭和16年	1941	西村大成(芳次郎婿養子)が松花堂庭園を引き継ぐ〈登記簿〉
昭和23年	1948	画家の梅原龍三郎、福田平八郎、小野英吉(竹喬)らが松花堂庭園の書院を訪れる〈「京都新聞」昭和23年5月23日〉
昭和27・28年	1952・1953	松花堂庭園が迫田盛太郎の所有となる〈登記簿〉
昭和32年	1957	松花堂の移築地約270㎡が、泉坊の旧地とともに国史跡に指定される〈官報〉
昭和36年	1961	松花堂及び松花堂庭園が、第二室戸台風により相当の被害を受ける〈『塚本総業株式会社二十五年史』〉
昭和38年	1963	4月、松花堂庭園が塚本清(素山)の所有となる(～8月)。以降、松花堂、書院を修復し、眺望や環境の保持などを目的に周囲の土地を取得、松花堂庭園を囲む庭の整備を計画する(～昭和44年)〈登記簿、『塚本総業株式会社二十五年史』〉
		塚本清が、松花堂庭園西側に八幡小学校の校門(高坊あるいは金剛律寺の山門と伝わる)を移築する〈「八幡市の文化遺産と調査の歩み」〉
昭和44年	1969	塚本清が、松花堂庭園を囲む竹の庭(現在の外園)と、展示施設および茶室3棟の整備に着手する〈登記簿、『伝統建築と日本人の知恵』〉

年 代		事 項
昭和45年	1970	5月、外園と展示施設（塚本松花堂美術館）、茶室3棟が竣工・オープンする 〈『塚本総業株式会社二十五年史』〉
昭和52年	1977	4月、八幡市が市制施行記念事業の一環として、外園を含む松花堂庭園を公有化する 10月22日、「松花堂庭園」の名称で一般に公開する 11月3日、旧塚本松花堂美術館を八幡市立松花堂資料館と改称して公開する
昭和58年	1983	八幡市が松花堂庭園と関連施設の管理を（財）やわた市民文化事業団に委託する
昭和59年	1984	松花堂が京都市有形文化財（建造物）に指定され、松花堂書院・玄関が京都市有形文化財（建造物）に登録される〈「京都市公報」〉
平成3年	1991	八幡市が八幡市立松花堂資料館を改修し、展示室、茶室、ギャラリーを有す多目的施設とする
平成5年	1993	八幡市が外園西方に100種余りのツバキを植栽し、「椿園」を開園する
平成9年	1997	八幡市が松花堂庭園の東側隣接地を公有化する
平成10年	1998	松花堂庭園ボランティアグループ「おみなえし」が活動を開始する〈「おみなえし創立20周年記念誌」〉
平成14年	2002	八幡市が松花堂庭園の南東側隣接地に、美術館棟、食の交流棟、ゲート棟を整備する。施設名は、内園、外園も合わせて八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館とする
平成26年	2014	史跡を含めた八幡市立松花堂庭園の一部が名勝に指定される〈「官報」〉

凡例

この年表は、主として次に掲げる資料を参考に作成した。

山口恭子「松花堂昭乗年譜稿」（上）（『法政大学大学院紀要』第54号、2005）、同「松花堂昭乗年譜稿」（下）（『法政大学文学部紀要』第53号、2006）、同『松花堂昭乗と瀧本流の展開』（思文閣出版、2011）、図録『はちコレ 八幡のコレクション』（八幡市立松花堂美術館、2014）、図録『松花堂昭乗、書画のたのしみ』（八幡市立松花堂美術館、2017）

一部の項は、次に掲げる資料によって補った。

『松花堂行状』、『都名所図会』、『都林泉名勝図会』、『男山考古録』、書院棟札墨書、松花堂宝珠瓦露盤銘、「女郎花蹟」碑碑文、西村家所蔵資料、「京都新聞」、梅原末治『久津川古墳研究』所収「山城国八幡町の東車塚古墳」、西村閑夢『八幡松花堂葉』、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、佐藤虎雄『松花堂昭乗』、『武者の小路』第4年4月号別冊井川定慶編『西村閑夢翁追悼集』所収徳富蘇峰「松花堂昭乗の遺蹟」井川定慶「松花堂と西村閑夢居士」、重森三玲『日本庭園史図鑑』12巻所収「松花堂露路」、重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』18巻所収「松花堂庭園（露地）」、京都府立大学文化遺産叢書 第3集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図―地域文化遺産の情報化―』所収 竹中友里代「八幡市の文化遺産と調査の歩み」、『塚本総業株式会社二十五年史』、安井清『伝統建築と日本人の知恵』、松花堂庭園ボランティアグループおみなえし編「おみなえし創立20周年記念誌」

3-6 名勝松花堂及び書院庭園の地区区分

3-6-1 名勝指定地の空間構成と地区区分

【3-5】で整理した経過によると、名勝指定地の空間は、石垣や塀によって囲まれたかつての邸宅（内園）と、邸宅の入口から東高野街道につながる方形の区画とに分かれており、内園については、建造物の配置、庭園の特徴などから、3つの空間に区分することが可能である。これに各空間の性格を冠し、本計画においては、名勝指定地が性格の異なる4つの空間、1表庭、2書院と書院庭園、3松花堂と松花堂露地、4築山（古墳後円部）からなるものとする。このうち、2書院と書院庭園は、広さや役割が異なる3つの空間に細区分することができる。書院北側の玄関前庭、東側の書院前庭、西側の書院中庭である。以上の空間構成上の区分を、名勝指定地の平面図に反映すると【図3-24】のようになる。

名勝指定地の空間構成と各空間の特徴は、名勝指定地の保存活用を行う上で、念頭に置かなければならない重要な情報である。したがって本計画では、名勝指定地の空間構成上の区分を、そのまま保存管理上の地区区分とし、以降の章ではこの地区区分の名称、あるいは地区番号を使用して記述をすすめる。

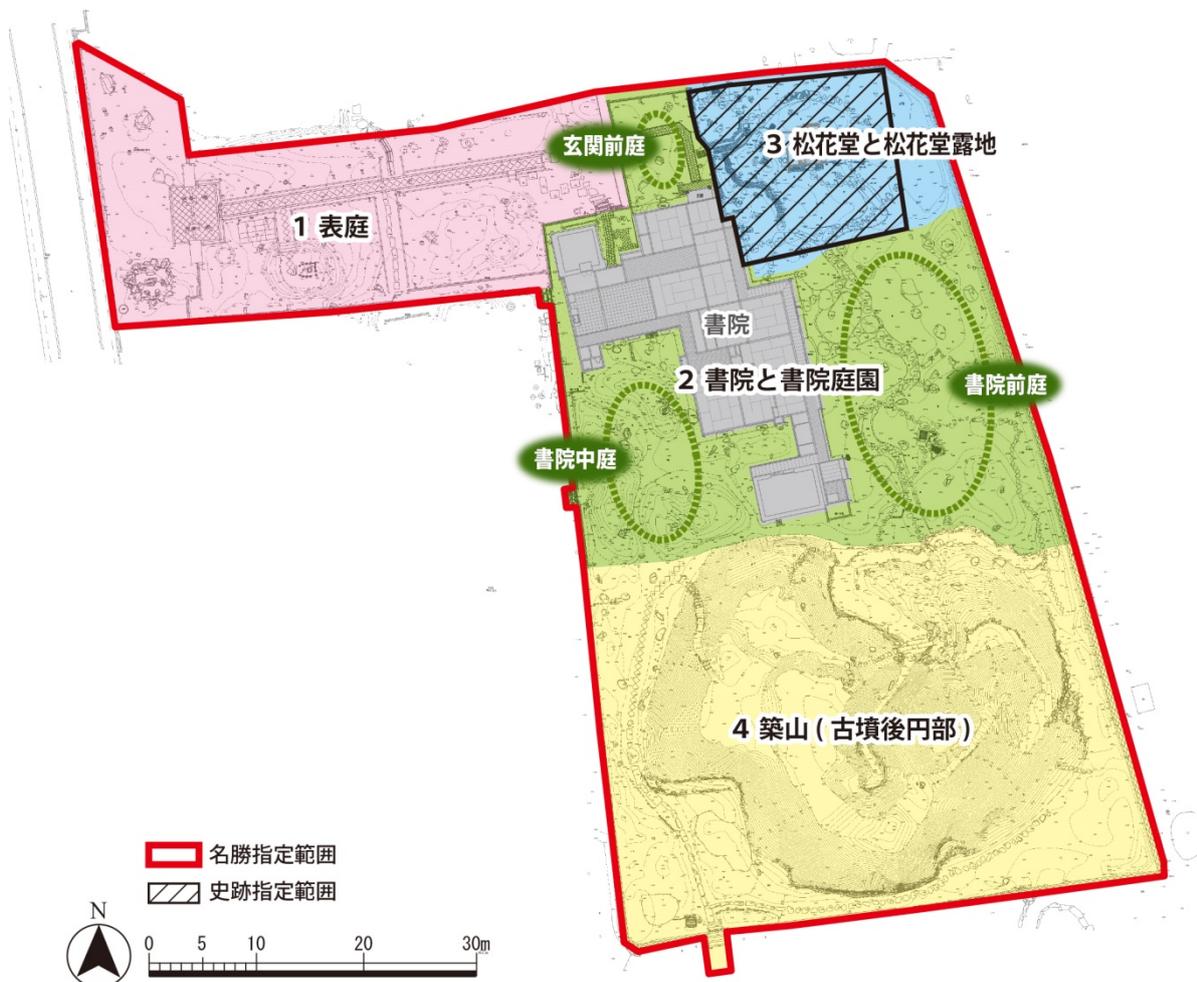


図 3-24 名勝指定地の空間構成

3-6-2 地区の特徴

① 表庭

本地区は、明治以来の地割を引き継いで、街道と邸宅を結ぶ役割を果たす庭である。作庭は、昭和38年(1963)以降、塚本清が行った。

表庭の西端、東高野街道と接する一角に、西村芳次郎が「東車塚古墳」などの顕彰碑を建立した広場がある。そこから東に向かう園路の起点が、江戸時代後期の四脚門を移築した表門(旧正門)である。表門と内園入口の梅見門を結ぶ敷石の園路は、東西約30m、直線状に伸びる。両側に縁石を並べ、中央部は正方形の板石の角を突き合わせて四半敷きとし、縁石と板石の間に砂利を敷き詰めたこの園路が、表庭の景観を特徴づけている。園路の中央付近で、表庭と名勝指定地外を結ぶ園路が、表庭を縦断するように南北両方向から取り付く。

表門(旧正門)の南東に、築山に見立てられた小塚、女郎花塚がある。名勝指定地の小字名、女郎花の由来となった、平安時代を舞台とする物語の伝承地で、頂部には江戸時代の絵図にも描かれた石塔があり、傍らには明治時代後期に井上伊三郎らが塚の周辺を整備した際の記念碑が建つ。

東西に長い表庭は、南北を名勝指定地外の外園に挟まれており、南側にある塀や垣が、南方向への視線を遮断して内園に誘導する役割を果たしている。北側には、境界となる生垣が廻る。生垣(高さ0.6~2m)はアラカシ、サザンカ、イヌマキ等からなる。直線の園路を挟んで両側に、アラカシ、モミジ、スダジイ、イヌマキ等の中高木と、ヒサカキ、サツキ、モチツツジ等の低木刈込が連なり、内園の入口に向かって求心性のある景観を形成している。表門周辺にはスダジイやイチョウ、クスノキ(地区外)の大木が大きく枝を広げている。また、女郎花塚の付近に、地域の歴史を象徴するオミナエシの花壇が整備され、空間に彩りを添えている。内園入口の梅見門前には、昭和期に移設したとみられる石碑があり、梅見門から続く塀の書院側に潜り戸がある。



写真3-15 表門から見た梅見門



写真3-16 表庭の中心となる直線の園路



写真3-17 女郎花塚

② 書院と書院庭園

本地区は、内園の中央やや北寄りに建つ書院の周囲に作られた平庭で、北側に位置する玄関前庭、東側に位置する書院前庭、西側に位置する書院中庭の3つに分かれているため、以降、順に特徴を記す。なお、地区内にある景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』によっている。

玄関前庭

梅見門と書院、松花堂露地に囲まれた小区画である玄関前庭の特徴は、デザイン性の高い鉤型の通路と、通路に沿い彩りを添える生垣である。通路と美しく対をなす鉤型の生垣は、邸宅の玄関前にふさわしい様式美を感じさせる。梅見門から方形の塼を斜めに敷いたモダンなデザインの延段が鉤形に続いており、これを進むと、泉坊客殿から移設された唐破風の玄関に至る。途中、松花堂露地の入口である中門への分岐がある。

通路の両側には、ヒサカキ、マンリョウ、ヤマツツジ、サザンカ等からなる低い生垣(高さ0.7m)があり、ほかにアラカシ、モッコク、モミジ、クロマツ、コウヨウザン等の中高木がみられる。このうちクロマツ、コウヨウザン、サザンカ、モミジは、昭和12年(1937)の実測図に記録がある。

玄関前庭の南西部、玄関東側の座敷に面した一画は、かつて生垣で囲われ、人造伽藍石や石燈籠、手水鉢などを配した露地的空間、座敷前庭になっていたが、現在は半ば埋もれた人造伽藍石が残るのみである。

書院前庭

書院前庭は、書院庭園の庭景の中心である。泉坊客殿の一部を組み込んだ書院座敷の正面、書院前庭の中央部は、低木仕立ての樹木を中心に、飛石や人造伽藍石、景石すべてを低く抑え、広がりのある空間を作り出している。この庭からの眺望は、現在、外園に植生されたケヤキ等に遮られているが、丘陵裾の微高地に築かれた古墳上に作庭しているため、かつては東方に大きく開けた空間であった。主景の背後に広大な巨椋池、その向こうには伏見丘陵、東山連峰、比叡山までもが見渡せる、雄大な景をなした庭園であったと推量される。

書院と次の間、それぞれの縁先に置いた沓脱石から巨石も交えた飛石を打ち、踏分け石となる巨大な人造伽藍石の付近に景を集めている。巨石の縁には根締めねぢめの灌木を配する。現在、根締めねぢめの大半をサツキが占めているが、昭和12年(1937)の実測図にはヒメクちなシが記録されており、かつては春から初夏にかけ可憐な花が楽しめる空間だったことがうかがえる。



写真3-18 梅見門と書院を結ぶ延段



写真3-19 北側から見た泉坊玄関



写真3-20 書院前庭の視点場となる書院

書院前庭の主景となる樹木は、3本のクロマツである。枝づくりしたクロマツを、庭の中央、飛石を主体とする空間に向かって左右から長く差し掛け、雲や霞がたなびくさまを想起させる景となっている。書院前庭の東側中央には、平滑な根府川石の巨石を据える。かつては根府川石の脇にアカマツがあり、クロマツに



写真 3-21 書院前庭の飛石・マツ・根府川石

踏分け石は巨大な人造伽藍石で、ここに景が集まるようになっている

比べ繊細な幹を低く水平近くに曲げ、低木状に仕立てていたが、すでに失われている。書院前庭の北側にあったラカンマキの巨木も、アカマツ同様すでにない。書院前庭の東端は、邸宅の東辺に沿って、水平ラインを強調するようにアラカシ、サザンカ等の生垣が巡る。北東側の生垣近くにあるクロマツの脇には、低い築山を設け、頂部に雪見形の石燈籠を置いて点景としている。南北両端は、隣接地区との境にツバキ、モミジ、モッコク等を群植している。この群植のなかに、かつてはモミ、スギ、アスナロ等の針葉樹が多くみられた。

書院中庭

書院中庭は、書院南西側の10畳座敷を視点場とする庭である。この一面は邸宅の西辺に接しているため、書院中庭の西端には塀が巡る。限られた空間で奥行を演出するため、塀近くに2か所、その手前、書院中庭の南端に1か所、計3か所に低い築山(高さ約1.5m)を設けている。沓脱石の先に続く飛石を除き、書院中庭の園路はすべて砂利敷である。座敷縁側の沓脱石付近に「礎の手水鉢」を据え、書院中庭の南西側にある築山の裾近くには五重塔を配して点景とする。

植栽は、広葉樹や針葉樹、マツの低木仕立てなど変化に富む。西側の築山にはサツキ、ツツジの小刈込やマンリョウ等の低木を、西端の塀近くと南側にはツバキ、スギ、モミジを配し、築山だけでなく植栽によっても空間に奥行きを生みだしている。



写真 3-22 書院中庭の築山と砂利敷の園路



写真 3-23 書院中庭の手水鉢とクロマツ

③ 松花堂と松花堂露地

本地区は、松花堂とその周囲の露地からなり、史跡指定を受けた空間である。本地区についても、書院前庭と同様、地区内にある景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』によっている。

玄関前庭から中門を潜り本地区に入ると、霰敷の延段が二手に分かれて、南に進めば書院前庭に、東に進めば雪隠を備えた腰掛待合に至る。腰掛待合はムベを絡ませた棚の下にあり、腰掛待合の南側には人造伽藍石、織部



写真3-24 南側から見た松花堂

形の石燈籠、景石「蛙石」を、東側には「草屋形」の石燈籠と「普賢の手水鉢」、景石「虎石」を据えている。延段からつながる飛石を進むと、園路は松花堂の西側に向かう園路と、北側へ回り東側に向かう園路の二手に分かれる。西側に向かう園路は、躡口に至る飛石を打ち、脇に井筒を配している。躡口近くには、「有明形」の石燈籠と「船形の手水鉢」を据える。北側へ回る道は、途中で延段、飛石が交じり、東側の貴人口に至る。東側の脇に「八幡形」の石燈籠と「太子の手水鉢」を据える。松花堂東側の地割、石造物、飛石の配置は、『都林泉名勝図会』の挿図や『八幡泉坊松花堂起絵図』と相似しており、松花堂露地を原位置に忠実に再現したことが想定できる(【図3-25】参照)。

植栽は、ツバキ、モミジ、ナギ、モッコク、イヌマキ、コウヨウザン等の中高木で構成され、周囲から隔された露地空間を形成している。昭和12年(1937)の時点では、松花堂の南側に現在より密に針葉樹が植えられており、『都林泉名勝図会』に描かれたシュロやウメも存在したことが記録されているが、現在は失われている。



写真3-25 東側から見た松花堂

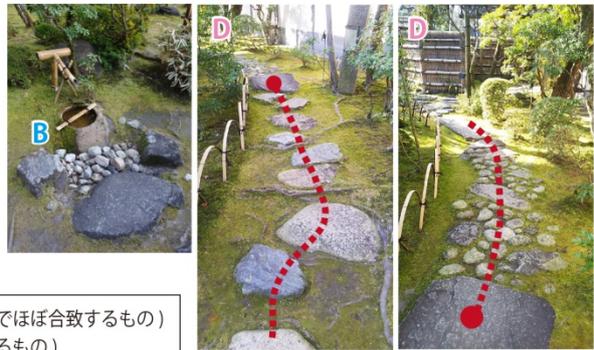
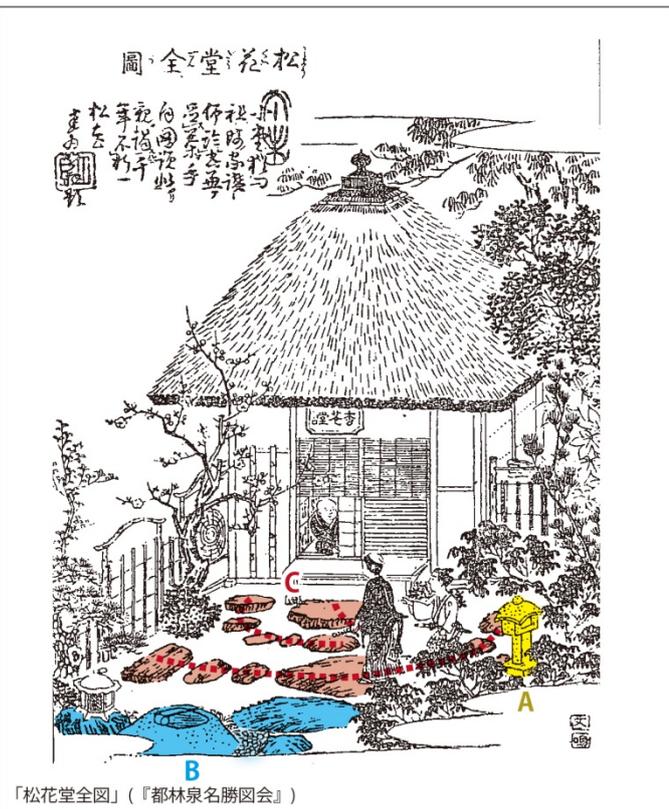
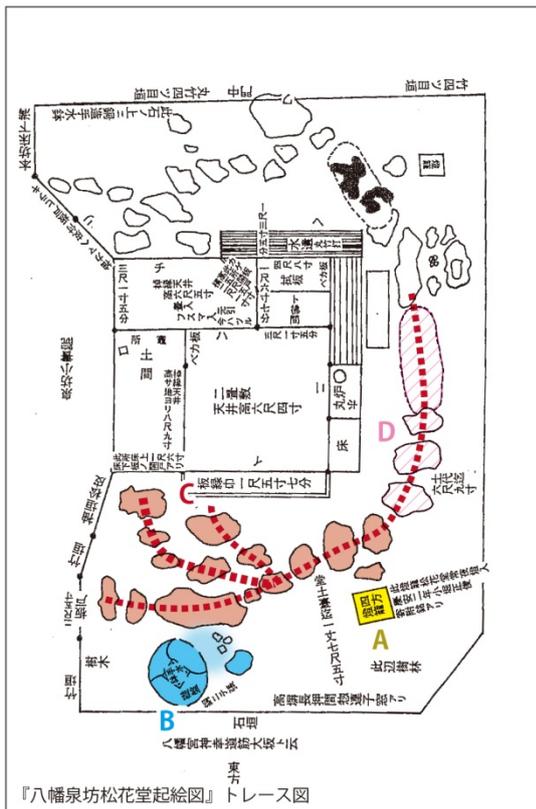


図 3-25 現在の松花堂露地と『都林泉名勝図会』『八幡泉坊松花堂起絵図』の比較
 『八幡泉坊松花堂起絵図』トレース図(『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』1984 所載)、「松花堂全図」、
 平成 29 年度測量図を加工して作成(彩色部分は加筆)

④ 築山（古墳後円部）

他の地区が平庭であるのに対して、本地区は築山に見立てた古墳後円部が中心にあり、起伏に富んだ空間となっているのが特徴である。

築山の中央を北東から大きく掘りくぼめ、ここから南東方向に幅1～2.5mほど溝状に掘り込んで枯流れとしている。枯流れは、築山の裾近くで大きく屈曲して東に流れを変え、築山の裾に沿って東側の生垣・石垣方向に向かう。枯流れの下部に小規模な滝組と、3枚の板石による石橋を配している。石橋付近の小さな飛石は、その先で芝生による園路と接続しており、築山の頂部まで上って散策できるように造作されている。現在、築山の頂部は樹木に覆われ、北方にある男山の稜線が木々の合間からわずかに望める程度であるが、作庭当初は周囲を見晴らすことができたと思われる。

本地区は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』、同12年(1937)実施の庭園実測において、ともに調査の対象外とされており、基礎資料が少ない。古写真を見る限り、高くそびえる築山の斜面を中心に、マツ、スギ等の針葉樹が林立する空間で、植栽については特に枝づくりを行っていなかったことが分かる。20本以上見られる樹種はアラカシ(127本)、サザンカ(58本)、サカキ(34本)、モミジ(29本)、ツバキ(29本)等である。低木はヒサカキ、モチツツジ、クチナシ、サツキ、アセビ等が多くみられ、この他に樹形が目目を引くアカマツ(19本)、クロマツ(4本)、針葉樹のヒノキ(8本)、スギ(5本)、タイサンボク、ヒヨクヒバ等がある。

古写真で確認できる古木のうち、現在も残っているのは、築山裾の枯流れ付近、石燈籠の脇に立つアカマツの一種、ウツクシマツである。ウツクシマツ特有の地表近くで複数の幹が立ち上がる姿が、石燈籠とともに景観のポイントになっている。地区の端、名勝指定地の東辺と南辺にあたる石垣の上には、アラカシ、ヒサカキ、サザンカ等の混植の生垣(高さ1.5～1.7m)が巡る。

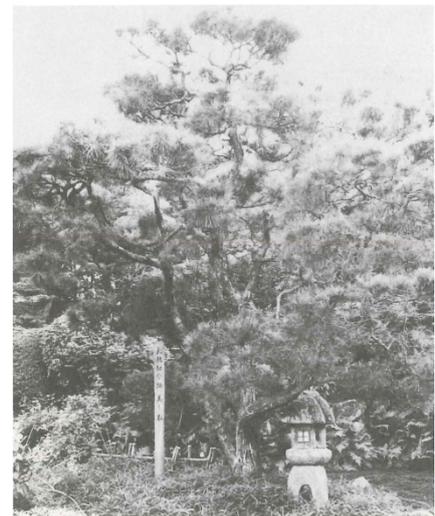


写真3-26 築山（古墳後円部）のウツクシマツ

昭和50年代初頭撮影



写真3-27 北東側から見た築山（古墳後円部）

中央奥が枯流れの上流



写真3-28 北西側から見た築山（古墳後円部）

手前左に石燈籠とウツクシマツが写る

3-7 名勝指定地内に存在する諸要素の現状

ここでは、名勝指定地内に存在する諸要素の特定と、現状の確認を行う。各要素の特徴は、【3-6-2】で述べた地区の特徴と重なるため、割愛した。要素の位置と番号は【図3-38】～【図3-45】で、現状写真は【資料3-1】で示している。

3-7-1 地形・地割・園路・動線・構造物

① 地形

名勝指定地の現在の地形は、標高19m前後の平坦面を基準に、敷地の南に東車塚古墳の後円部の墳丘を築山と見立てた比高6m(最高所標高約25m)、東西約40m、南北約35mの円錐台状の高まりがある。邸宅用地を造成するにあたって、古墳前方部は書院等の建造物や平庭を中心とした地割とするために削平しており、これら切土を周辺に盛土して平坦面を造り出したとみられる。

【図3-26】で示した通り、名勝指定地の周辺は東に向かってゆるやかに傾斜しており、外圍の用地を造成する際も、東側を中心に盛土している。後円部の墳丘を築山に見立て手を加える際、頂部から北に向かう枯流れを作り、深く掘りくぼめている(【図3-28】2-2'横断面図参照)。

微地形をみると、表庭の女郎花塚(比高約1m)、書院前庭の小規模な築山2か所(比高約0.4m)、書院中庭の小規模な築山3か所(比高0.7~0.95m)と、1m以下の高まりが数箇所ある。

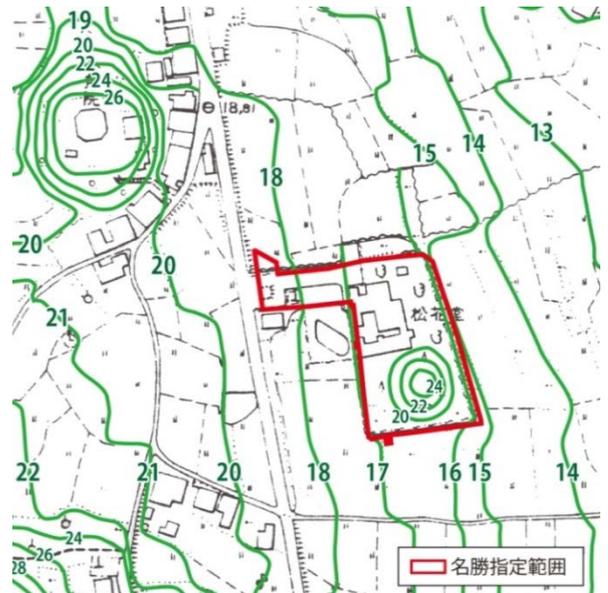


図3-26 名勝指定地周辺の地形(昭和31年(1956)当時)
(昭和31年(1956)の地図に加筆)



図3-27 断面位置図

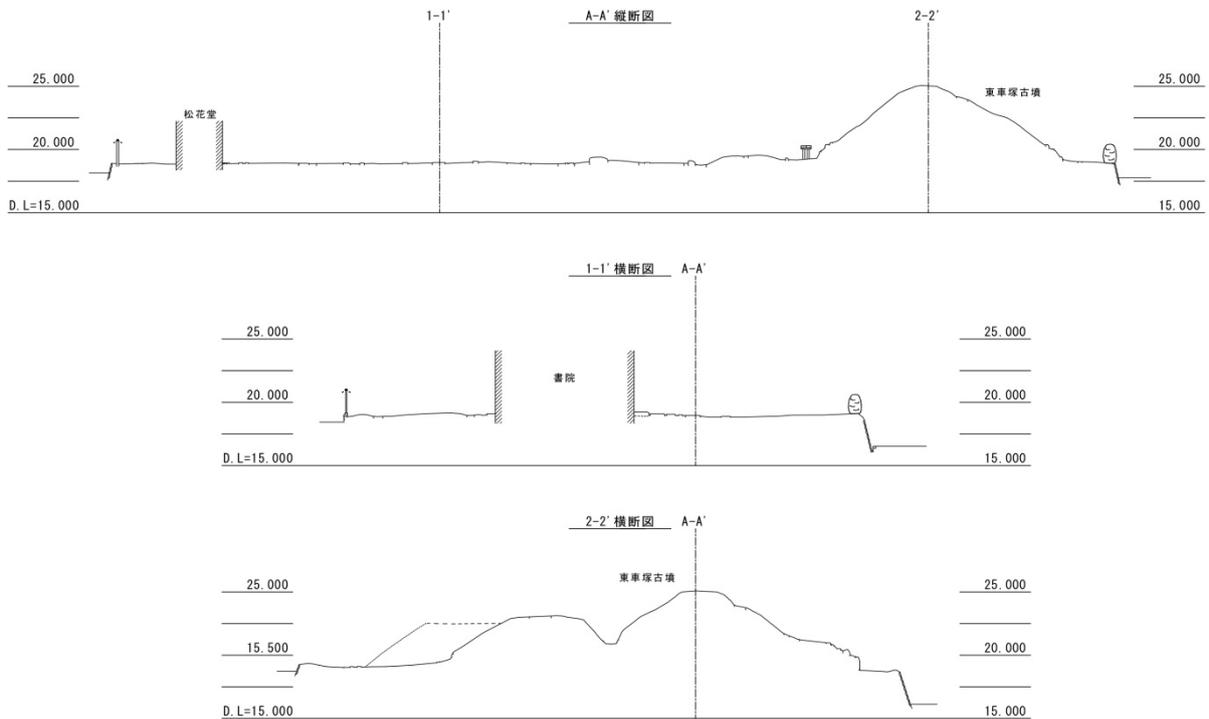


図 3-28 名勝指定地断面図

② 地割・園路・動線

地割については、【3-6-1】で整理した通り、表庭、書院と書院庭園、松花堂と松花堂露地、築山（古墳後円部）の4つに区分することができ、各地区を園路（動線）が結んでいる。敷地の出入口と建物を結ぶ動線を基本に、露地や書院前庭など各地区を結ぶ動線、地区内を巡る動線が設定されている（【図3-29】参照）。庭園の管理上、園路の一部は非公開とし、立ち入り制限を行っている。

③ 構造物

構造物は、内園の周囲を巡る石垣・石積が主である。地形に応じて東辺（延長約80m）が高く約2.6～1.7m、北辺（延長約10m）が1.7～0.6m、南辺（延長約50m）が0.6～約2.6m、西辺南半（延長約35m）が1.3～0.2m程度である。外園の整備に際して東側を中心に盛土しており、石垣の下部は約1m程度、地下に埋もれているとみられる。石垣は練積（一部布積）で、排水用の土管を挿入している。内園の周囲4か所に、邸宅への入口として石段を設けている。築山（古墳後円部）の裾、南側と東側には、土留めのための自然石の石積がある。

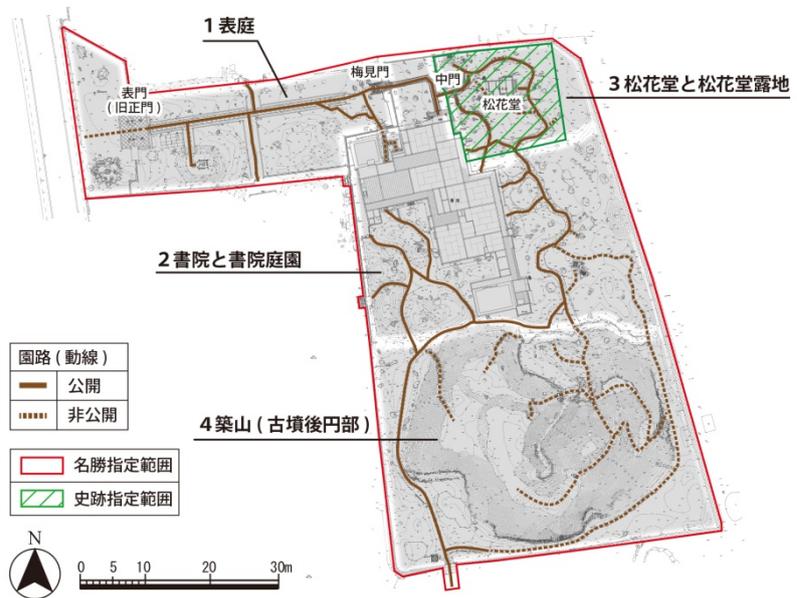


図 3-29 園路（動線）の状況

3-7-2 石組・景石・飛石・延段・砂利敷

石組

書院前庭の右手に小規模な三尊石があるほか、築山（古墳後円部）に枯流れの護岸石組と、小規模な滝組がある。

景石

景石等は、おもに書院と書院庭園にみられる。視線が集中するような立石はなく、伏石が中心で、規模も大きなものは少ない。景石の一部は、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』で『八幡松花堂葉』に基づく名称が記されている。書院縁側近くの「万葉石」、腰掛待合付近の「蛙石」「虎石」などがその例である（【資料1-2】参照）。

書院前庭の中でも東寄りの開けた空間には、巨石の伏石が点々と配されている。特に表面が平滑な巨石は、板状の根府川石（神奈川県小田原市根府川産）を礼拝石として用いたものと思われる。松花堂露地を描いた絵図で、「根府川石」と書き入れのある大きな踏石が外露地にあり、形状に一定の相似がみられるが、この石が石清水八幡宮境内から持ち込まれたものか定かではない。

飛石・延段・砂利敷

園路に関わる石材として、自然石を主体とした飛石、栗石や切石、短冊石、塙等を用いた延段、砂利敷がある。これらはおもに表庭、書院と書院庭園、松花堂と松花堂露地にみられる。また、書院と書院庭園の園路などには、コンクリート製の人造伽藍石が配されている。

沓脱石

縁先などの各所に、沓脱石を置いている。

3-7-3 石造物

石燈籠

石燈籠は名勝指定地内に18基ある。形は春日形や織部形、雪見形など様々である。『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』では、石燈籠の形をさらにこまかく呼び分けて図を掲載する。13基が松花堂露地とその周辺に集中しており、「慶長」の文字を刻んだ「道導形」の石燈籠（石燈籠4）、「慶安二年」（1649）の銘を刻む「八幡形」の石燈籠（石燈籠5）などがある。石燈籠5は『都林泉名勝図会』の挿図にも描かれている。（【図3-31】参照）。

手水鉢

手水鉢は名勝指定地内に6基あり、景石と同じく、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』で『八幡松花堂葉』に基づく名称が記されている。このうち「太子の手水鉢」（手水鉢3）は、「八幡形」の石燈籠（石燈籠5）の脇に据えてあり、『都林泉名勝図会』の挿図に描かれている（【図3-31】参照）。

石燈籠・手水鉢以外の石造物

石燈籠・手水鉢のほか、名勝指定地内に点在している石造物として、石橋、石塔、石碑、井筒などがある。これをまとめたのが【表3-7】である。

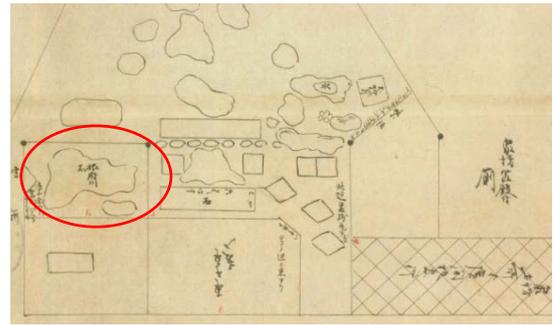


図 3-30 外露地待合に描かれた根府川石
『名物数寄屋図』部分（国立国会図書館蔵）に加筆



写真 3-29 書院前庭の根府川石



図3-31 『都林泉名勝図会』の挿図と一致する石燈籠および手水鉢
 石燈籠5、手水鉢3は「松花堂全図」に描かれたのと同位置にあり、石燈籠8は「八幡泉坊昭乗翁故居」図で外露地の腰掛待合付近に描かれた石燈籠に比定される
 （「松花堂全図」「八幡泉坊昭乗翁故居」図（部分） 国際日本文化研究センター所蔵）

表 3-7 石燈籠・手水鉢以外の石造物一覧

種類	要素名称	地区番号	場 所	概 要
石橋	石橋 1	4	枯流れ下部	浅い流れに架かる一枚石の石橋。
	石橋 2	4	枯流れ下部	短冊状の切石 3 石を食い違いに並べ、橋脚を立てた石橋。石橋 1 の上流に架かる。
石塔	五重塔	2	書院中庭、南西側の築山上	設置時期は不明。
	五輪塔残欠	2	書院中庭、蔵南側の通路脇	小型の五輪塔の下部にあたる火輪・水輪・地輪のみが残る。設置時期は不明。
	女郎花塚石塔・石柵	1	表庭南西側	円形の小塚の上に、石塔と石柵がある。石塔は江戸時代の地誌や絵図にも描かれている。石塔を囲む石柵は、塚の脇に「女郎花蹟」碑を建立した明治40年(1907)に整備されたと考えられる。
石碑	「女郎花蹟」碑	1	表庭南西側	明治40年(1907)、井上伊三郎らが女郎花塚を顕彰して建立した碑。
	「古剣鏡出土之地」碑	3	松花堂露地西側	明治30年(1897) 2月9日、東車塚古墳前方部の造成中に遺物が出土したことを示す碑。井上伊三郎らが建立。
その他石造物	石燈籠残欠	2	玄関前庭北側	半ば埋もれた状態で石燈籠の基礎と宝珠がある。昭和12年(1937)の実測図に記録されている。
	井筒	3	松花堂露地西側	松花堂露地の西側、手水鉢 2 の付近に井筒がある。この井筒は景物として設置されており、井戸は掘られていない。
	井戸	2	書院前庭南側	書院前庭の井筒は、実用と景を兼ねており、実際に井戸が掘られている。昭和12年(1937)の実測図では、この井戸の北東にもう 1 つ井筒が描かれており、「桶の井筒」とある。
	水琴盤	2	書院前庭、書院東側の縁側軒下	上部に雨樋受けが付いており、雨水を溜める水盤と思われる。

3-7-4 植栽

植物は、名勝指定地全体でみると、独立樹として植栽されている中高木が約700本、低木が約800株、常緑樹を主体にした混植の生垣などが長短15か所ほどある。そのほか植栽に該当する要素は、【3-6-2】に記したとおりである。名勝指定地における植栽の特徴として、明治時代に流行した樹種を導入している点が指摘できる。コウヨウザン、タイサンボク等、江戸時代に日本へ入り、明治時代に流行した外来の植物を積極的に導入しているほか、昭和12年(1937)の実測図から、松花堂の南側にナギを群植し、ラカンマキ(マキ)、アスナロ、ヒノキ、モミ、スギ、ヒヨクヒバ等の針葉樹を多く配置していることが分かる。また、ドウダンツツジ、ヒイラギ、ナンテン等、明治時代に無隣庵で先駆的に用いられた樹種も、実測図で確認できる。

3-7-5 建造物

① 松花堂

表 3-8 松花堂の概要

名 称	概 要
松花堂(府指定有形文化財)	1 重、宝形造、庇付、茅葺、庇こけら葺 2 畳(仏壇、床、棚付)、勝手1 畳、水屋、土間等よりなる 床面積42.59㎡ 建築面積43.34㎡

(『京都の文化財(第2集)』(京都府教育委員会、1984)より作成、面積は実測)

瀧本坊の社僧・松花堂昭乗が晩年に建てて、居住した草庵茶室の遺構。方1.5間の茅葺きの宝形造で、屋根頂部に瓦製の露盤を載せる。平面は2畳の茶室を中心とし、南側に間口1間奥行き半間の土間を設ける。土間西端には竈がある。茶室の西側筋の南には隅が切られた1畳の勝手と、その北に水屋を配する。

本建物は純粹の茶室としてよりも、床、棚、炉、仏壇、水屋、竈を備えた住居としての機能を凝縮した建築として、昭乗の庵居の面影を伝える遺構として貴重であることから、史跡ならびに京都府有形文化財(建造物)に指定されている。

茶室

茶室の北側には建物から突き出して床の間と3段からなる袋棚を構え、西北には間口半間の仏壇を設ける。東側外部には樽板の濡縁が付き、内法上部の小壁に「松花堂」の扁額を掲げる。

天井は折上げ天井で中央部を藤の寄網代張とし、土佐光武が日輪・鳳凰・桐紋を描いた和紙を張り付けている。

北面の東半の床の間は檜板張で蹴込部には古材とみられる杉杢板を嵌め込む。内壁は杉板張、天井は杉杢板鏡張り。西側の3段の袋棚の下段の内に丸炉を切って、隅棚を架け、引違いの板戸を立てる。上・中段は引違いの小襖とする。

東面は間口1間に腰障子2枚、その外側に板戸を立て、南面は引違い襖で土間側は板戸張、西面は襖2枚を引違い立てとし南半間は勝手に通じる。北半間には仏壇を構え、檜板張の下は杉の蹴込板を嵌め込む。仏壇内部は土壁、天井は杉杢板張り、正面に杉杢の織部板を付ける。

土間

床は平瓦の四半敷とし、西端に3口の竈を構える。天井は萩簀子張の化粧屋根裏とする。南面1間に双折棧唐戸を立てる。

勝手

北西隅を斜めに隅切りし、ここの壁に水屋へ通じる火灯口を開く。上下2つ折れの太鼓襖を吊り、襖は水屋側へ桔ね上げる。天井は杉杓羽根重ね張りの竿縁天井とする。

東面北半間は襖で茶室に接し、南半間は土間境で下方は吹抜き、引揚げ板戸を装置する。南東角柱横に不規則六辺形の下地窓を開ける。南西南端水張り口を開き室内側に片引の板戸を立てる。水張り口の上部外壁に「入深」と刻んだ八角形の板額を掛ける。

水屋

室の西半分は建物本体から突出し、屋根は柿葺の庇に作られる。この部分の天井は化粧屋根裏で板は杉杓板羽重ね張り、化粧垂木は杉小丸太とし、東半は杉杓板羽重ね張りの平天井とする。茶室仏壇の背面にあたる東面は、仏壇の下を物入れとして利用する。南壁に猪の目形の小窓を穿つ。

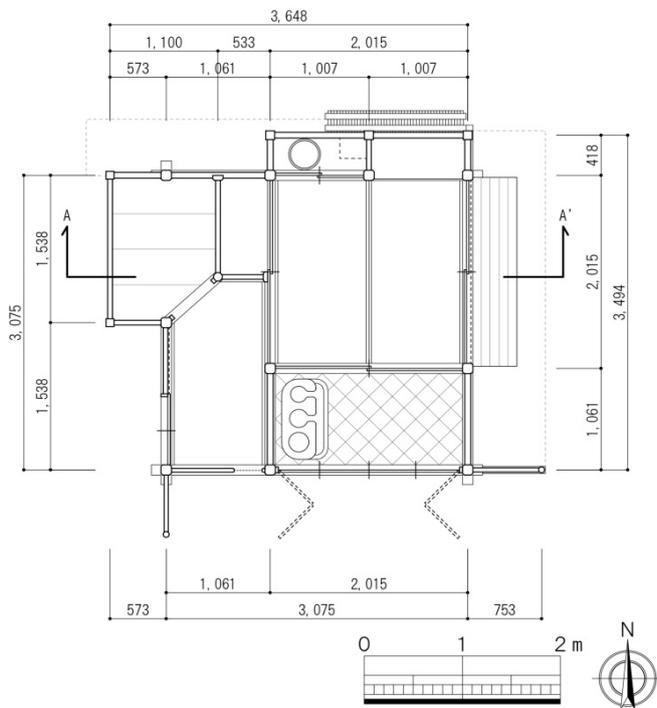


図 3-32 松花堂平面図



写真 3-30 東面の「松花堂」扁額と濡縁



写真 3-31 松花堂内観：折上げ天井



写真 3-32 松花堂内観：袋棚の内の丸炉

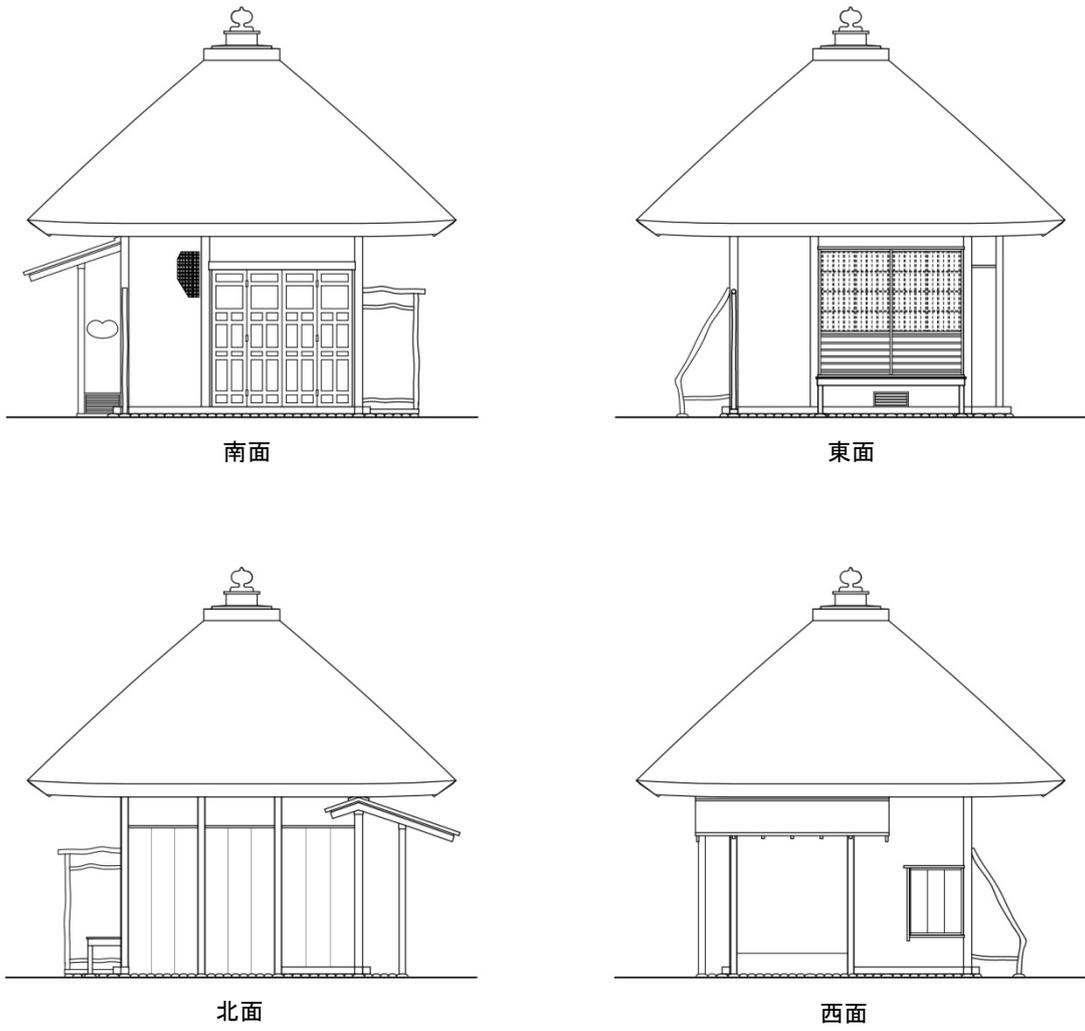


図 3-33 松花堂立面図

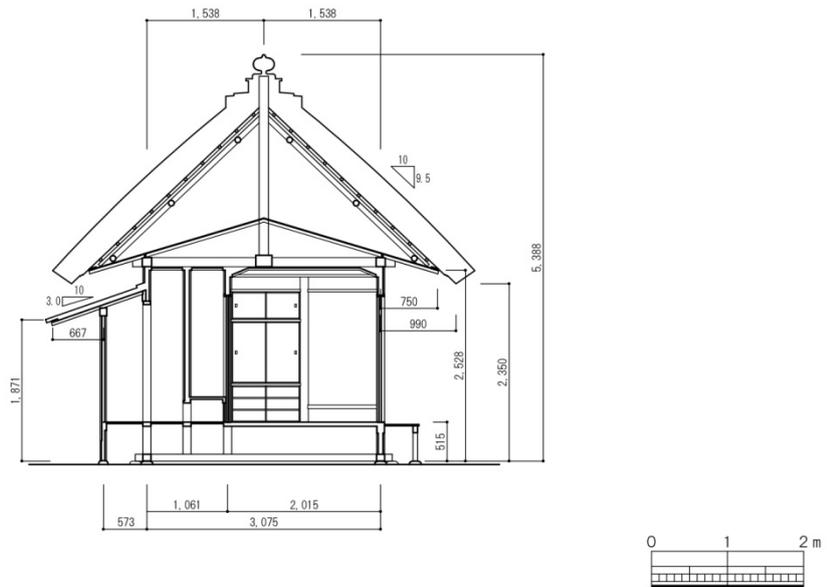


図3-34 松花堂断面図 (A-A')

(図3-33、図3-34とも『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015所載)

② 書院建物

表3-9 書院建物の概要

名称	概要
書院 (玄関・書院：府登録有形文化財)	木造、平屋建、瓦葺、玄関車寄唐破風造、檜皮葺瓦棟、附属建物土蔵2棟、瓦葺 主屋延床面積301.41㎡ 建築面積306.07㎡ 蔵を含む延床面積339.96㎡ 建築面積344.62㎡

(『京都の文化財(第2集)』(京都府教育委員会、1984)より作成、面積は実測)

書院建物は南北に長く、北端に檜皮葺唐破風の玄関車寄が付く。玄関から南に一直線に4.5畳、4.5畳、柳の間6畳、6畳の4室が連なり、南の6畳間の西側に1間床と押入を設ける。この6畳の東に次の間8畳、その南に9畳の書院がある。これら玄関次の間から東側および北側に半間の板縁が雁行して取り付く。玄関寄付4.5畳の西側には座敷(客間)8畳があり西側に1間床と押入を設けている。座敷の南の内廊下を介して居室が東西に並ぶ。南西には茶室と広間が連なり、南と北西端に土蔵がある。

玄関と書院・次の間は府登録有形文化財である。平成21年(2009)刊『京都府の近代和風建築』によると、玄関と書院は泉坊客殿の一部で江戸時代の遺構、その他は明治31年(1898)の新築である。西側の居室・北西の蔵、南西の茶室・広間、水回りは増改築が行われているが、基本的な姿は明治31年(1898)当初の姿を留めている。

書院の襖に描かれた「雪景山水図」は狩野山雪によるものと伝わる。書院と次の間の境にある障子の腰板には土佐光武の「王朝人物図」が、次の間とその隣の間の境にある襖には、都路華香の「楼閣山水図」が描かれている。『八幡松花堂葉』によれば、「王朝人物図」に添えられた和歌は、井上伊三郎の筆によるものだという(【資料1-2-1】参照)。現在、障壁画は建物の劣化や破損による影響を避けるため、八幡市立松花堂美術館の収蔵庫に保管している。



写真 3-33 府登録有形文化財の玄関



写真 3-34 府登録有形文化財の書院(外観)



写真 3-35 伝狩野山雪筆「雪景山水図」

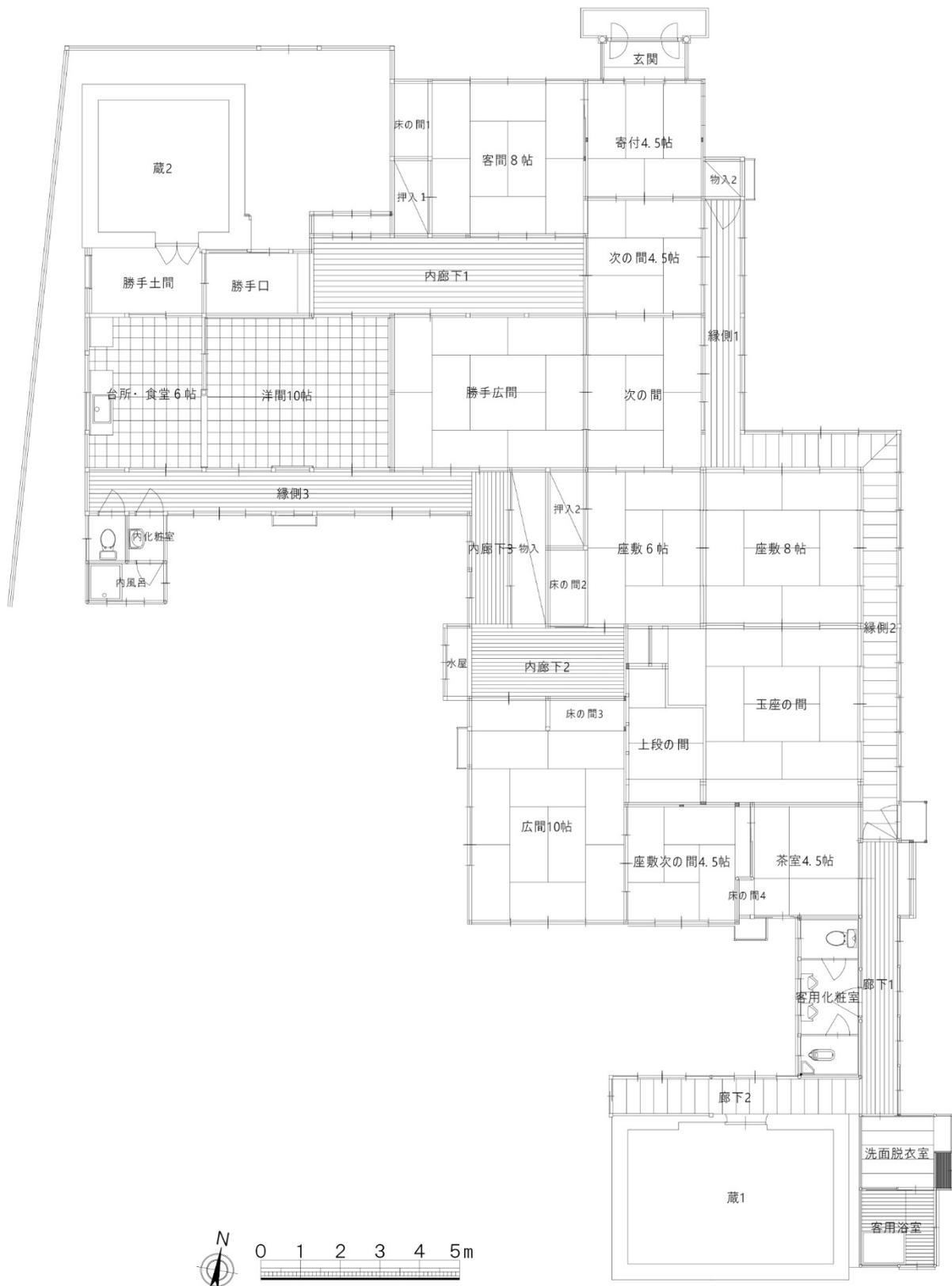
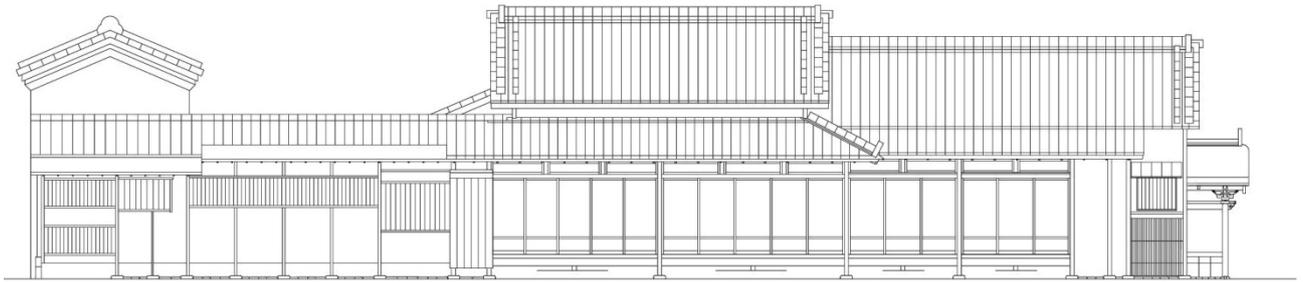


図 3-35 書院平面図



北面



東面



南面



西面

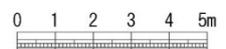


图 3-36 書院立面图

3-7-6 その他庭園工作物

庭園内の工作物には、内園への入口である梅見門と、これに取り付く塀、松花堂露地の腰掛待合、竹垣等の垣類、中門がある。塀には勝手口等に通じる潜り戸が3か所付く。これらの工作物は、明治時代に邸宅の一部として整備されたと考えられ、昭和12年(1937)の実測図にも描かれている。ただし、竹垣類や中門は素材である竹等の耐用年数に合わせて適宜更新や変更がなされたようで、古写真や昭和12年(1937)の実測図と比較すると、撤去されたものが複数確認できる(腰掛待合東側の手水鉢横にあった建仁寺垣、露地の北側から東側に回る付近にあった庭門、松花堂東南隅に取り付く東西四つ目垣の開口部にあった庭門)。

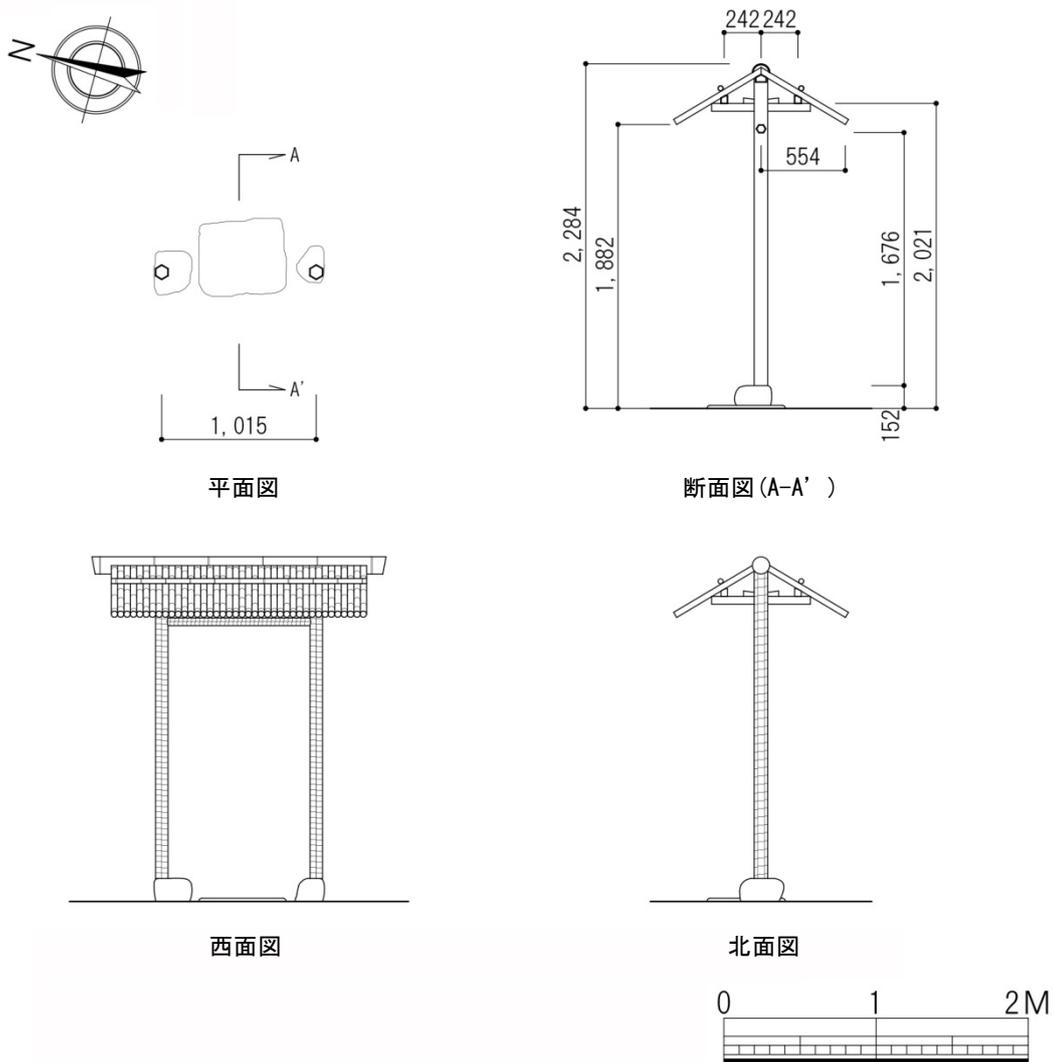
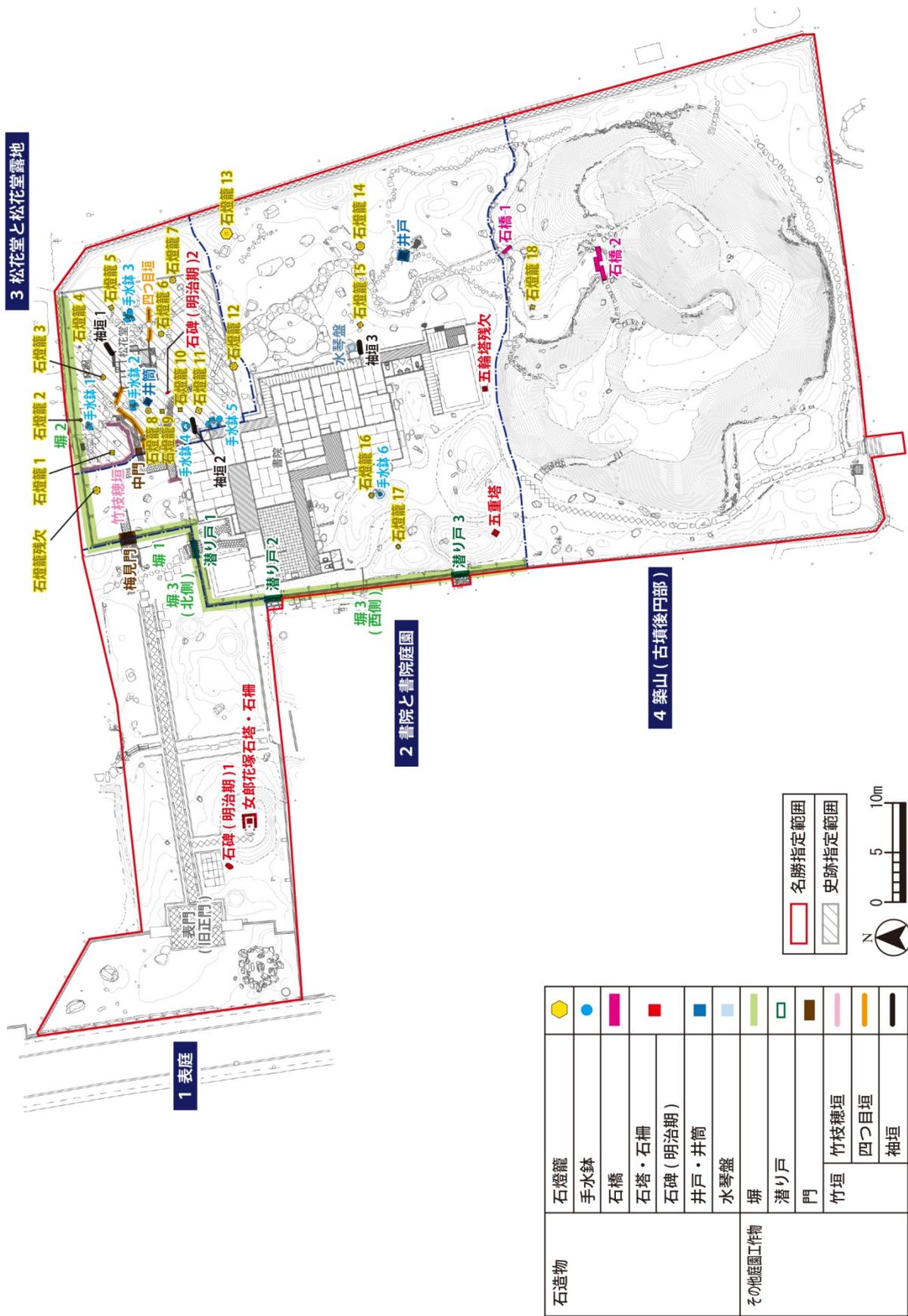


図3-37 中門実測図

(『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015所載の図に加筆)





石燈籠	●
手水鉢	●
石橋	—
石塔・石柵	■
石碑 (明治期)	■
井戸・井筒	■
水琴盤	■
塀	■
潜り戸	■
門	■
竹垣	■
竹枝穂垣	■
四つ目垣	■
袖垣	■
石造物	
その他庭園工作物	

図 3-39 名勝指定地内に存在する諸要素-2：石造物・その他庭園工作物

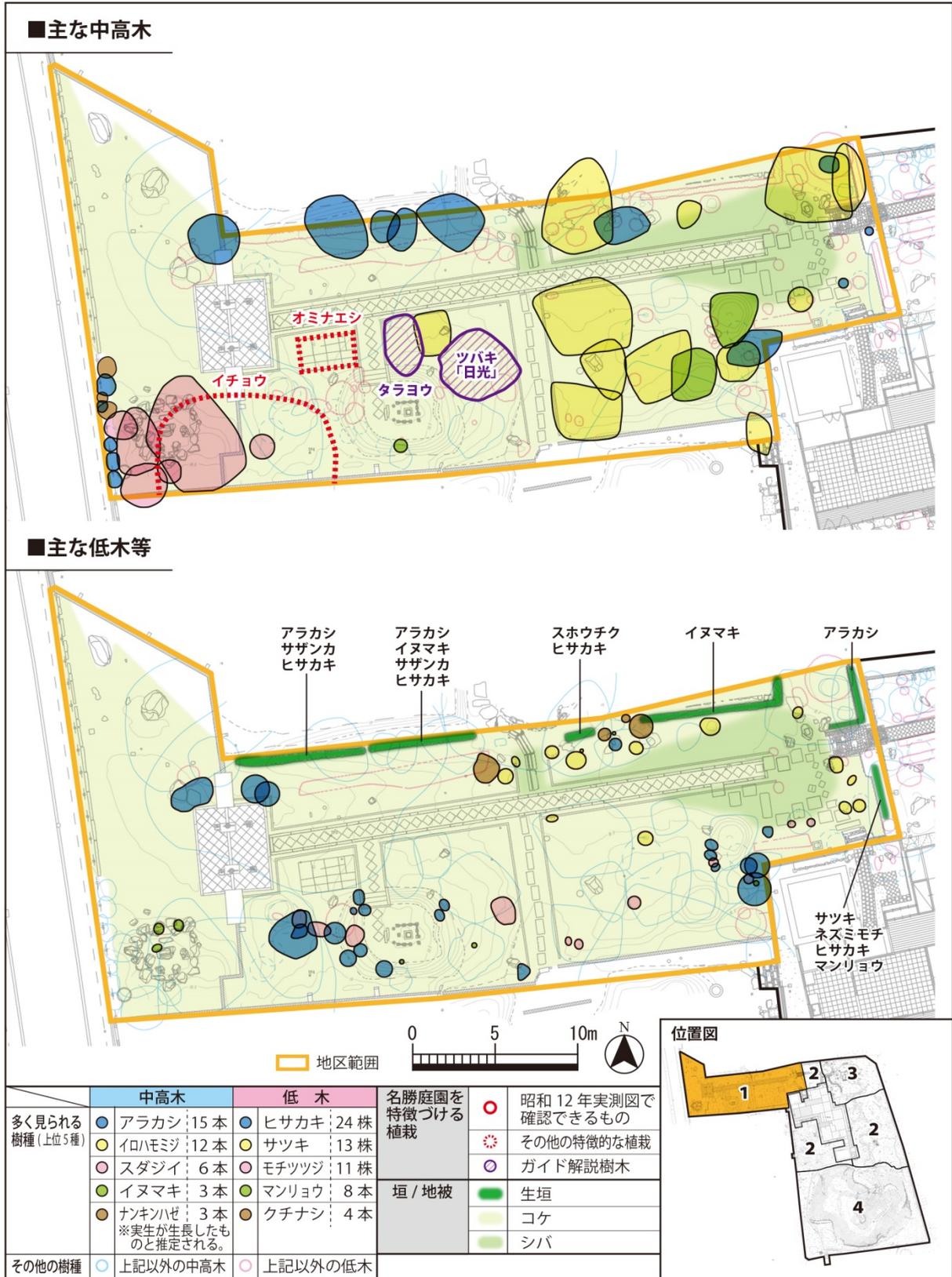
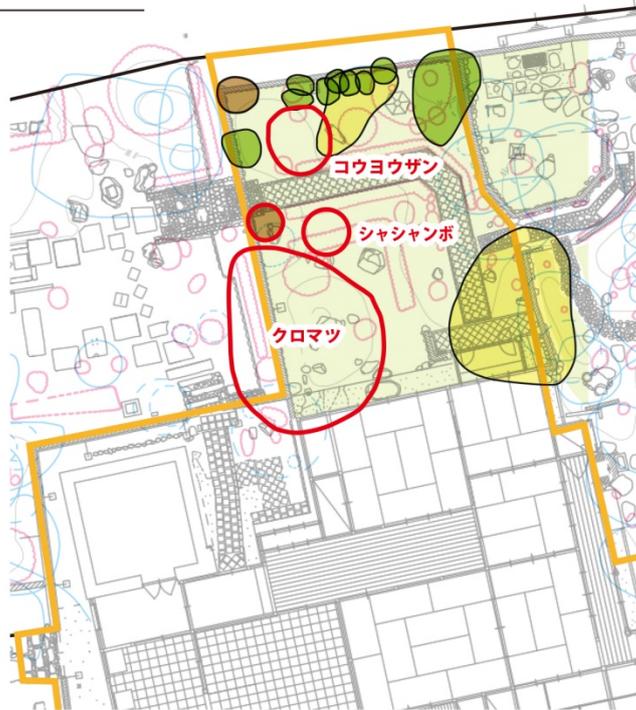


図 3-40 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：表庭

■主な中高木



	中高木	地区2	玄関	書院	書院
		全体	前庭	前庭	中庭
多く見られる樹種(上位5種)	● ツバキ	33本	—	16本	17本
	● モミジ	23本	2本	13本	8本
	○ スギ	14本	—	3本	11本
	● アラカシ	11本	9本	1本	1本
	● モッコク	10本	2本	8本	—
その他の樹種	○ 上記以外の中高木				

	低木	地区2	玄関	書院	書院
		全体	前庭	前庭	中庭
多く見られる樹種(上位5種)	● サツキ	82株	8株	48株	26株
	● マンリョウ	38株	10株	12株	16株
	● アセビ	37株	1株	29株	7株
	● ヒサカキ	19株	4株	8株	7株
	● ツツジ	11株	3株	—	8株
その他の樹種	○ 上記以外の低木				

名勝庭園を特徴づける植栽	○	昭和12年実測図で確認できるもの
	⊗	その他の特徴的な植栽
	○	ガイド解説樹木
垣/地被	■	生垣
	■	コケ
	■	シバ

■主な低木等

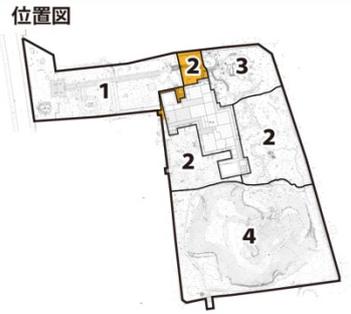
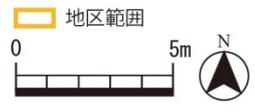
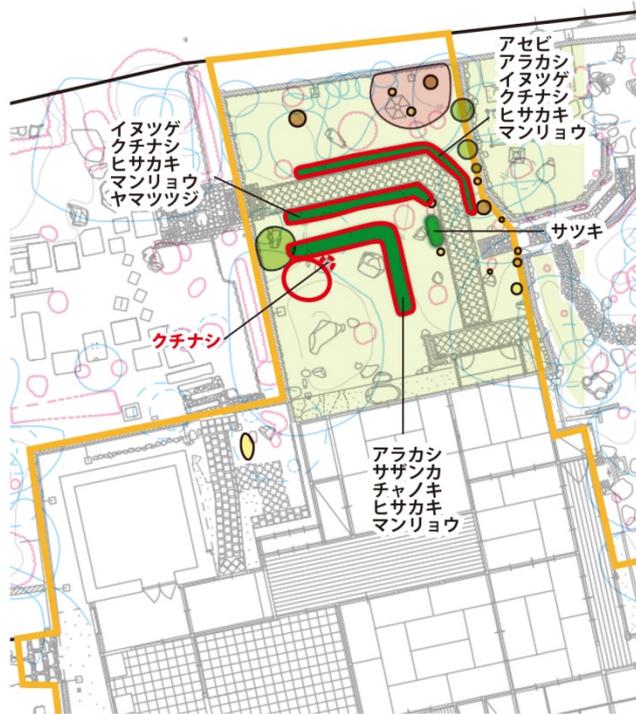


図3-41 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(1)玄関前庭

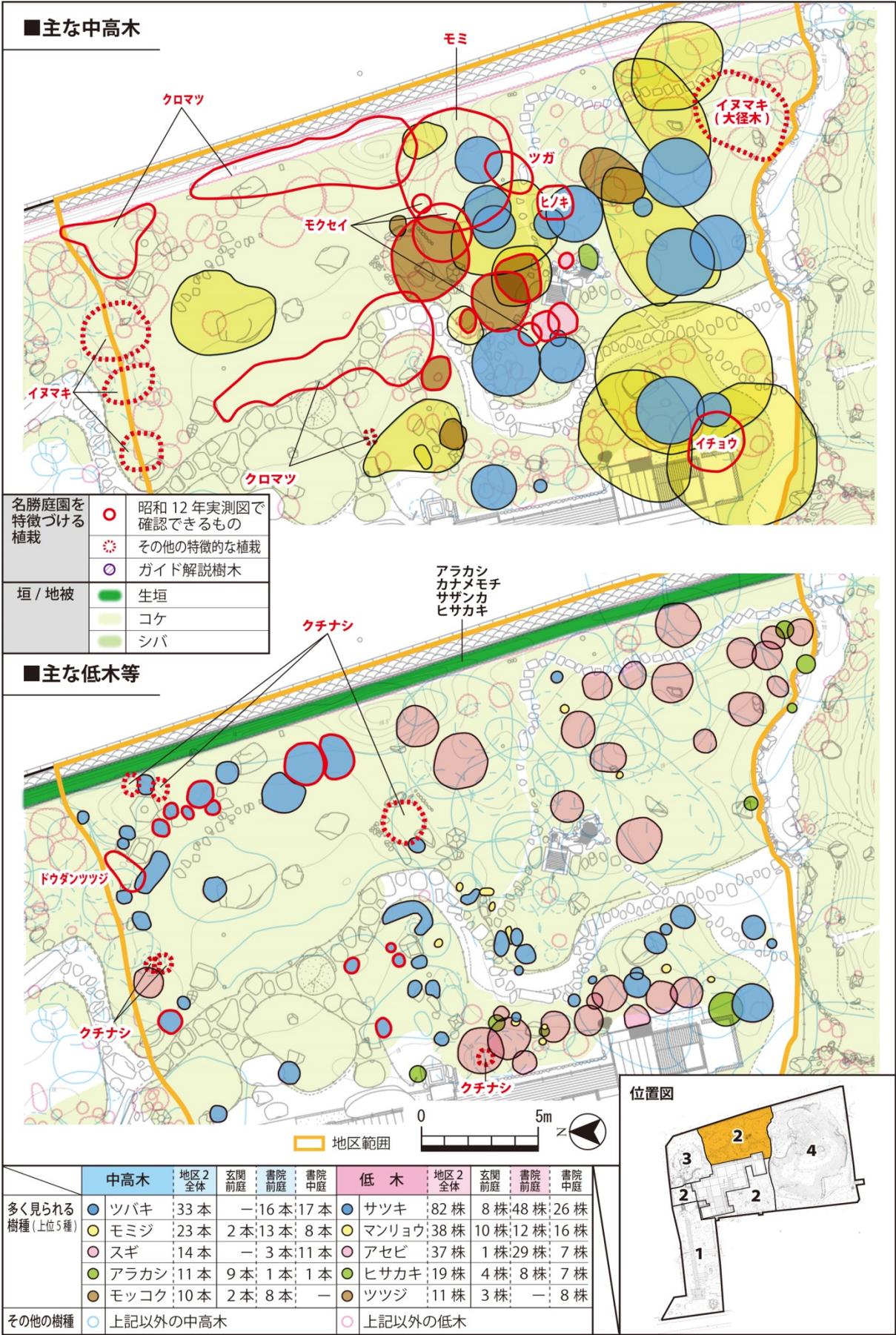


図 3-42 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(2)書院前庭

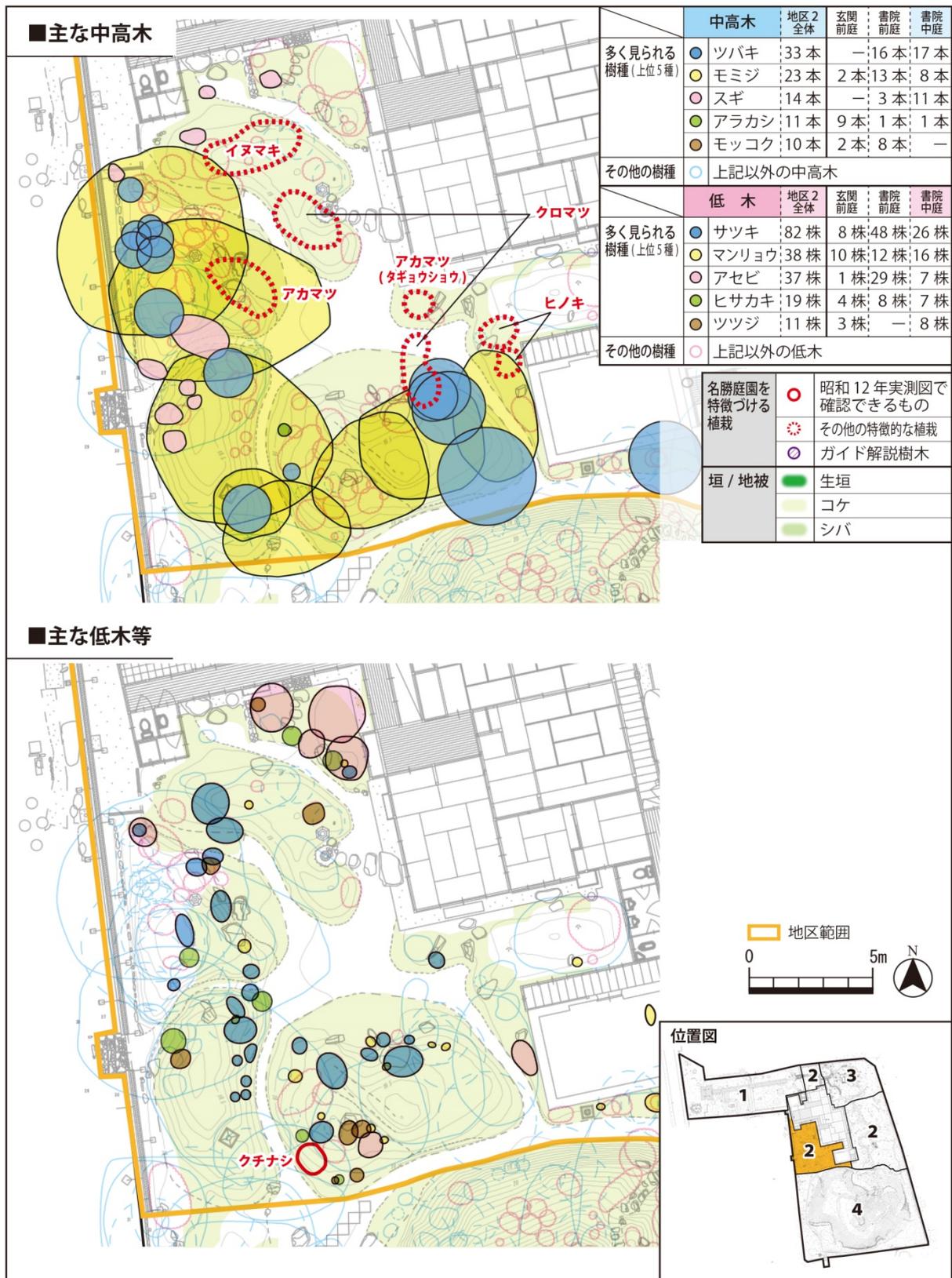


図 3-43 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(3)書院中庭

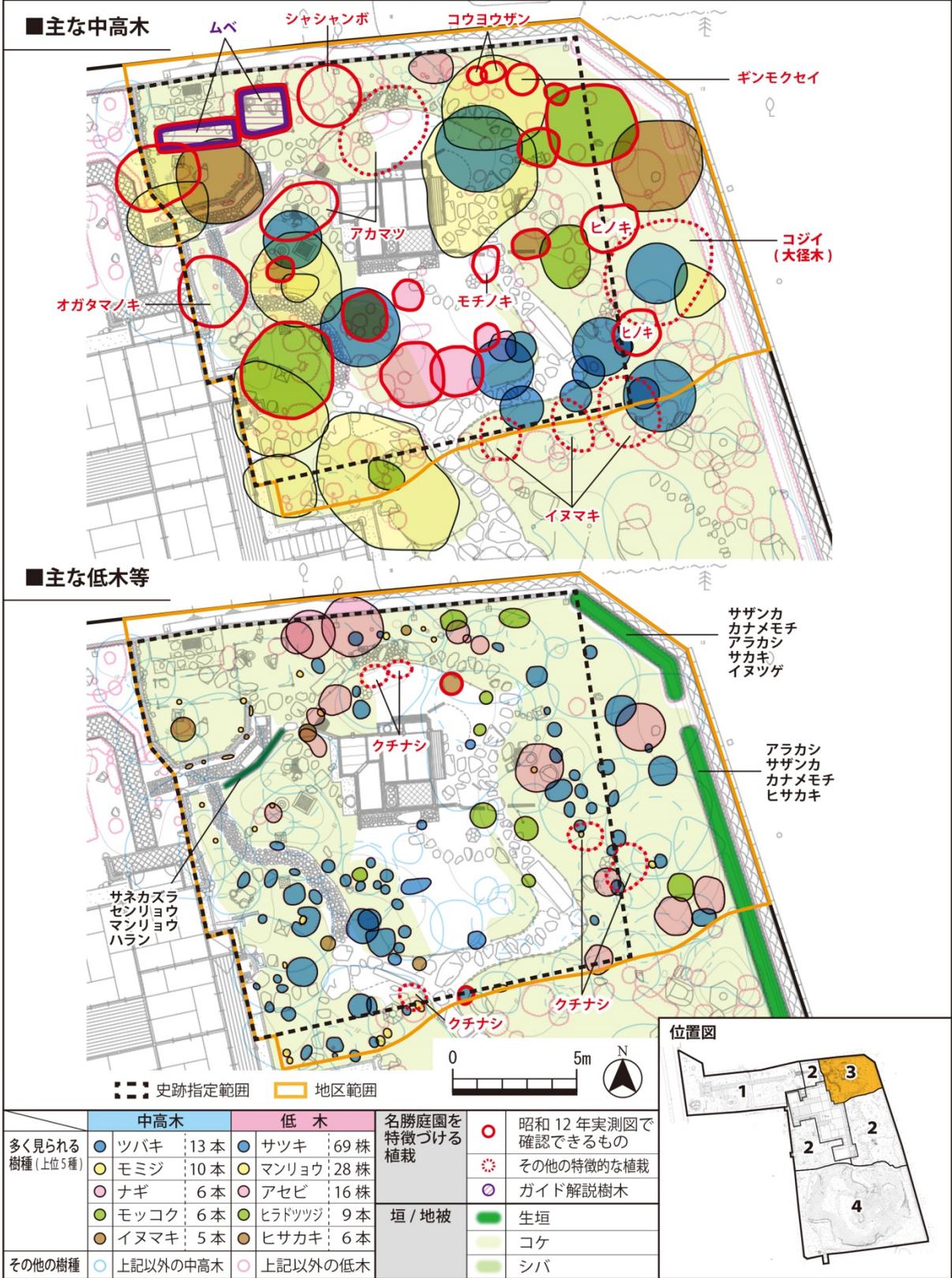


図 3-44 名勝指定地内に存在する諸要素-3: 植栽: 松花堂と松花堂露地

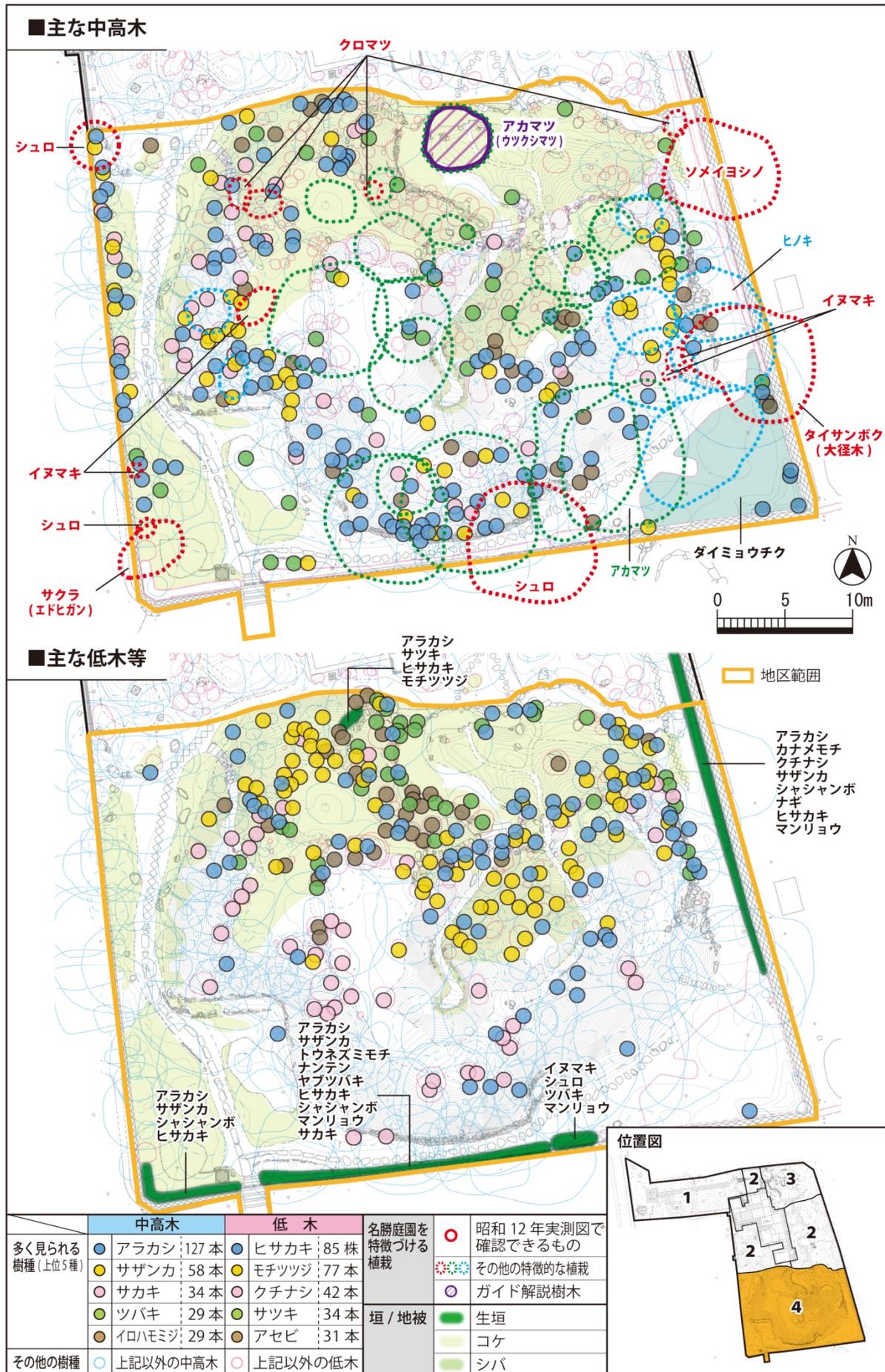


図3-45 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：築山（古墳後円部）

3-7-7 名勝指定地内に存在するその他の要素

① 歴史的要素

(1) 東車塚古墳

名勝指定地の地割を規定している前方後円墳が、東車塚古墳である。東車塚古墳については、梅原末治による調査成果がある（【3-4-1】【資料1-1】参照）。ここでは、推定規模や遺構・遺物等の概略のみ、【表3-10】に示す。

表3-10 東車塚古墳の概要

遺跡の概要	出土品	時代	現状
推定全長90m、後円部径50m、前方部幅30m、葺石・埴輪列、粘土槨(後円部)、木棺直葬か(前方部)	内行花文鏡、三角縁神獸鏡、仿製龍鏡、仿製六獣鏡、硬玉、勾玉、素環頭大刀、刀剣、斧、鏃、甲冑	古墳前期後半	半壊

(『八幡市の教育』令和元年度版より作成)

(2) 女郎花塚

表門(旧正門)から名勝指定地内に入ると、右手に石塔が見える。石塔は東西7m、南北5.5m、高さ0.5m程の小塚の上に据えてあり、この小塚を女郎花塚という。江戸時代後期に京都近郊の好古家が記した『以文会筆記』には、女郎花塚について次のような記述がある（【資料2-6】参照）。

○江戸時代後期には、女郎花塚と呼ばれる塚があり、そばに五層の小石塔があった。

○石塔には紀年銘がないため設置年は不明で、また女郎花という名称も歴史上の人物に由来するものではなく、物語(謡曲「^{おみなめし}女郎花」)によっている。

○女郎花塚は、かつて現在より少し南にあったが、18世紀中頃、現在地に移したという。移設する際に鏡を納めた石櫃様の遺物が発見されたが、移設地に改葬したとも、京都洛東鹿ヶ谷の僧が持ち帰ったともいう。

この後、明治30年代まで、女郎花塚は大きな改変を加えられることなく存続していた。現在、石塔を囲っている石柵は、井上伊三郎らが塚の脇に「女郎花蹟」碑を建立した明治40年(1907)、併せて整備したと考えられる（【表3-7】参照）。

(3) 女郎花遺跡

名勝指定地を含み、東西約400m、南北約500mの範囲に広がる古墳時代から中世にわたる集落遺跡である（【図2-14】参照）。名勝指定地内では当該遺跡に関わる発掘調査を実施していないため、集落等の遺構は確認されていない。

名勝指定地外の調査では奈良時代から平安時代初頭の長期間にわたり、建て替えを繰り返しながら継続していた居館跡等が検出されており、南方の志水廃寺跡とも関連する豪族館跡とみられている。

集落遺跡は石清水八幡宮が成立した頃には農地となっている。



写真 3-36 松花堂庭園東側で検出された豪族居館跡とみられる遺構

左上部に写る擁壁と竹林は外圍の東辺

(4) 表門（旧正門）

名勝指定地の入口に位置する表門（旧正門）は、石清水八幡宮一の鳥居付近にあった高坊のものとも、金剛律寺のものともいわれる、江戸時代後期の四脚門である。八幡小学校の校門として使用されていたが、校門の新設により昭和38年(1963)10月に現在地に移築された。この年は塚本清が所有者となった年である。

② 昭和期の庭

明治期以来の地割を引き継ぎつつ、昭和期に作庭した庭園で、地区区分では表庭にあたる。詳細は【3-6-2】に記した通りである。

③ 石碑（昭和期）

名勝指定地には、昭和初期に遺跡顕彰等のために設置された石碑が点在する。この中には「三宅安兵衛遺志碑」として知られる石碑が4基含まれる。この石碑は、京都で織物を商い財をなした三宅安兵衛（天保13年(1842)～大正9年(1920)）の遺言により、子の清治郎が京都の公利公益のために「遺志碑」を建碑したものである。大正10年(1921)から昭和5年(1930)まで約400基が建碑されたが、京都市に次いで八幡市域に多く設置されたことが、中村武生により指摘されている。これは建碑の協力者であった西村芳次郎が、八幡町をはじめとする綴喜郡一帯の建碑地を選定したことによる。名勝指定地内に存在する三宅安兵衛関連の石碑4基の概要は【表3-11】の通りで、いずれも建碑地の選定者は西村芳次郎である。

表 3-11 三宅安兵衛関連の石碑一覧

碑文（正面）	場 所	形状	碑文（正面以外）
「車塚古墳」	表門（旧正門）前	柱状	「昭和三年秋 京都三宅安兵衛遺志建之」
「車塚古墳 女郎花蹟元 八幡泉坊書院 松花堂 茶席」「月の岡邸」	表門（旧正門）前	板状	「昭和二年建之 三宅安兵衛遺志」
「東車塚古墳」	築山(古墳後円部) 上	柱状	「昭和三年秋 京都三宅安兵衛遺志建之」 「世を捨てし身はすみわたれ月の岡 心 にかかる雲もなかりけり 忠継」
「山代之大筒木真若王命 御墓参考地」	築山(古墳後円部) 上	柱状	「京都三宅清治郎建之」 「昭和五年 泉南浜田青陵書」

【表3-11】のうち、「山代之大筒木真若王命御墓参考地」の石碑は安兵衛でなく清治郎の名義で、安兵衛の遺志による建碑活動が終了してから建立されている。この石碑は、東車塚古墳が『古事記』に記された開化天皇の孫「山代之大筒木真若王命」墓の参考地であることを示すもので、考古学者の浜田耕作（青陵）が碑文を揮毫している。当時、芳次郎が自邸の由緒創出を意識し、人脈を駆使していたことがうかがえる。

この他、内園入口の梅見門前に「不許酒肉五辛入門内」と刻まれた石碑がある。かつていずれかの寺院門前にあった結界石を昭和期に移設したとみられるが、制作年代は不明である。

④ 保存活用施設

名勝指定地内の保存活用施設は、保存施設、案内・解説施設、管理施設の3つに分けられる。

保存施設は、文化財を保存、周知するための各種施設をいう。名勝松花堂及び書院庭園に関する保存施設の主な例として、京都府の文化財について周知をはかるための標識・説明板がある。このうち、京都府指定有形文化財（建造物）である松花堂の説明板は、内園南側の名勝指定地外に設置されている。

案内・解説施設は、名勝の公開活用のために設置する誘導板、記名板、説明板等のサイン類をいう。案内・解説施設には、庭園や建造物との調和に配慮したデザイン・色彩・素材等を採用している。

管理施設は、名勝の円滑な維持管理のために設置する各種施設をいう。主な例として、公開区域以外への立ち入りを制限する柵・垣類や、地下に埋設した給排水・電気設備、消火器等の防災施設がある。このうち、公開園路以外への立ち入りを制限する施設には、公開区域と非公開区域を仕切る垣、人止め柵や、修景垣、関守石などがあり、庭景に調和した素材（竹、自然石等）やデザイン（ななこ垣・桂垣・建仁寺垣等）を採用している。

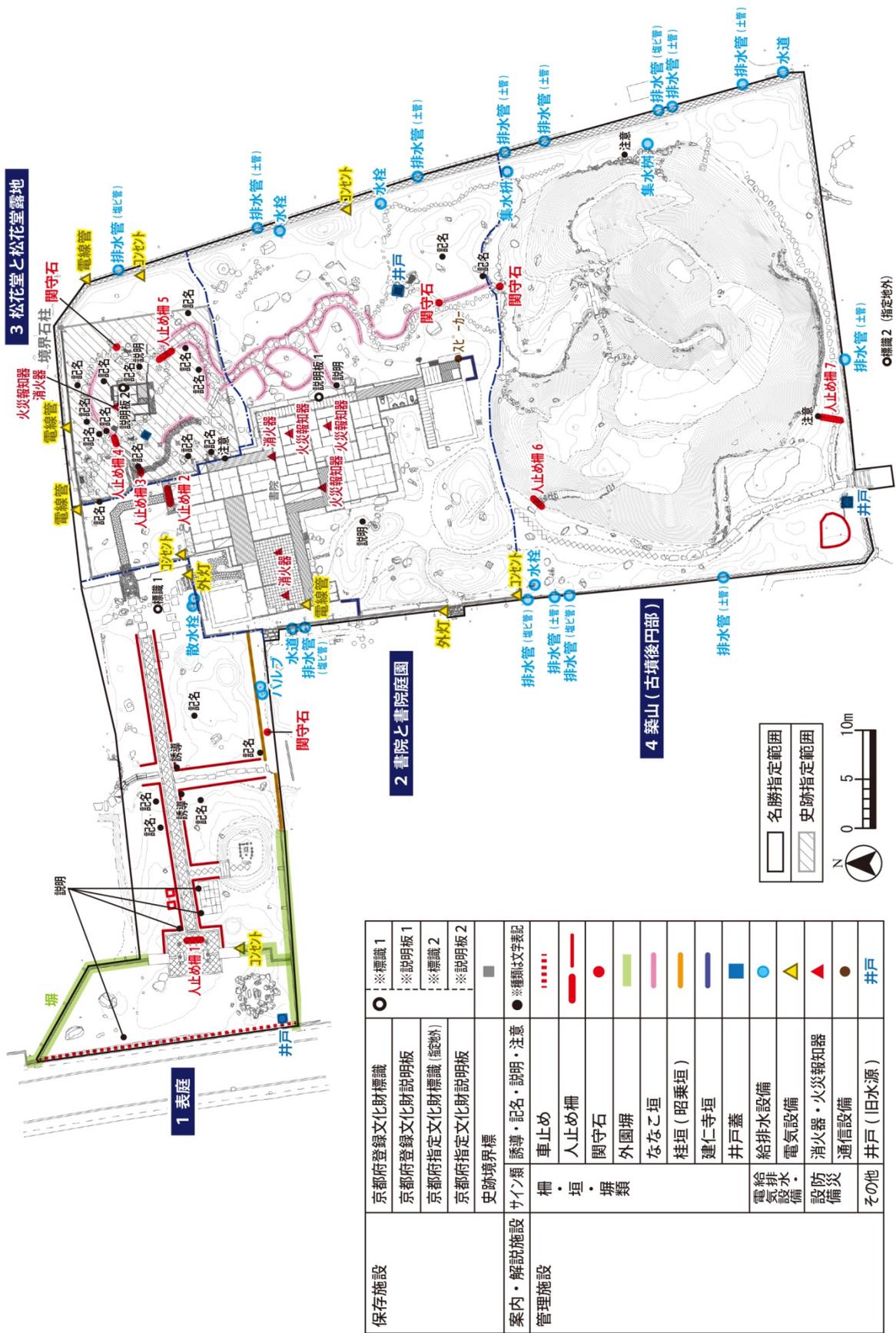
表3-12 保存活用施設の種別と具体例

種別	具体例
保存施設	京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標
案内・解説施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）
管理施設	柵・垣・塀類（人止め柵・関守石、外園塀、ななこ垣、桂垣、建仁寺垣、井戸蓋）、給排水・電気設備、防災設備



歴史的要素	全域
女の花遺跡	●
東車塚古墳	■
女の花塚	■
表門 (旧正門)	■
石碑 (昭和期)	■
植栽	○
生垣	○
敷石	■

図 3-46 名勝指定地内に存在するその他の諸要素-1：歴史的要素・石碑 (昭和期)・昭和期の庭



保存施設	京都府登録文化財標識	○ ※標識 1
	京都府登録文化財説明板	※説明板 1
	京都府指定文化財標識(従跡)	※標識 2
	京都府指定文化財説明板	※説明板 2
案内・解説施設	史跡境界標	■
	サイン類 誘導・記名・説明・注意	● ※種類は文字表記
管理施設	柵
	車止め	——
	垣	——
	人止め柵	●
	関守石	●
	外圍塀	■
	ななこ垣	■
	柱垣(昭乗垣)	■
	建仁寺垣	■
	井戸蓋	■
設備	給排水設備	●
	電気設備	▲
	消防・火災報知器	▲
	通信設備	●
その他	井戸(旧水源)	井戸

図 3-47 名勝指定地内に存在するその他の諸要素-2：保存活用施設

3-8 名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状

3-8-1 名勝隣接地区に存在する諸要素の現状

ここでは、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきた名勝隣接地区について、地区内に存在する諸要素の特定と、現状の確認を行う。個々の要素の写真については、【資料3-2】で示した。

名勝隣接地区は、名勝の価値との強い関連性が指摘できる区域であり、【1-4-1】で示したように、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館用地のうち、名勝指定地を除く範囲である。内園周辺の外園と、その南側、松花堂美術館や駐車場等の施設用地からなる。名勝隣接地区に位置する主要な施設は、現在、八幡市立松花堂庭園の一部として公開されている外園と、それに隣接する八幡市立松花堂美術館で、これらは名勝隣接地区を構成する諸要素のうち、主たるものとみなすことができる。以下、外園と松花堂美術館について、規模、設備などの概要を示す。

外園は、名勝指定地の大半を占める内園のバッファ的役割を果たしている。また、江戸・明治の庭園である内園の周囲に、昭和の庭である外園が存在することによって、当地における庭園の築造経過を、時代毎、場所毎に追うことができるため、庭園の構成上重要である（【図3-23】参照）。

外園の成立は昭和40年代にさかのぼる。昭和44年(1969)から昭和45年(1970)にかけ、当時の所有者である塚本清は、全国からスハウチク、キッコウチク、久留米の天然記念物のキンメイチクなど珍奇なタケやササ約50種を集め、「竹のガーデン」を整備した。このとき、茶室3席（竹隠、梅隠、松隠）と松花堂美術館（現在の美術館別館）が建てられている。竹の収集は竹の博士といわれた京都大学名誉教授の上田弘一郎に、茶室の復元考証・設計は京都工芸繊維大学教授（当時）の中村昌生に依頼し、茶室周辺の造園は京都大学名誉教授である関口鉄太郎の指導の下で行った。これが外園の原型である。昭和40年代に整備された松花堂美術館は、展示室、研究室、貴賓室、収蔵庫からなる施設であったが、八幡市による公有化後の平成3年(1991)に、展示室、茶室、ギャラリーからなる多目的施設へと改修された。

現在の松花堂美術館は、平成14年(2002)、外園の南側隣接地に八幡市が整備した施設で、鉄筋コンクリート造、地上1階・地下1階の建物である。松花堂・泉坊書院とともに伝えられてきた昭乗ゆかりの品や書跡などを保存し、常設展示で昭乗とその時代の人々を紹介するなど、史跡及び名勝の保存と公開活用を考える上で重要な施設となっている。

八幡市は松花堂美術館を含めた一帯を交流ゾーンと位置づけ、美術館棟（松花堂美術館）、食の交流棟（京都吉兆松花堂店）、ゲート棟（庭園受付）を同時に整備した。3つの建物は屋根付きの回廊で繋がっており、中央部には広場を設けている。八幡市では、これらの施設と内園・外園をあわせて、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の名称で一体的に管理・公開を行っている。

交流ゾーンの中核施設である松花堂美術館は、名勝指定地を含めた施設全体の活用拠点である。昭乗が遺した書や画、茶の湯に関する作品を収蔵展示し、映像、パネルで昭乗の生涯や交流した人々についての紹介を行っているだけでなく、八幡市の歴史、文化、自然、名所、行事などの情報を提供する情報センターを備えている。また、併設のミュージアムショップでは図録や土産品を購入することができる。

表3-13 名勝隣接地区の主な施設

場所	施設名	規模等	概要
外園 18,736.3㎡	庭園	約18,000㎡	内園の東、北、西の三方を取り囲む。南東側を入口とし、東側に流れや池を配している。北側には3つの茶室、美術館別館が点在する。西側は椿園となっている。植栽はタケ類を周縁部に植え、園路沿いや広場にはケヤキ、ヤマモモ、シダレザクラ、マキ、ヒノキ等の高木やキンメイモウソウを配し、根締めにはサツキ等の低木を植える。茶室周辺にはキタヤマスギ、ウメ、ケヤキ、モミジ、マキ等が植栽されている。
	美術館別館	鉄筋コンクリート造 2階建、地下1階 陸屋根一部銅板葺 延床面積969.28㎡ (1階495.74㎡、2階386.21㎡、地下1階87.33㎡)	展示ケース付のギャラリー、会議室があり、各種展覧会、会議等の会場として、多目的に利用している。
	茶室 梅隠	木造茅葺軒銅板葺、一部瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室65.24㎡	千宗旦好みの土床4畳半茶室を再現している。
	茶室 松隠	木造瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室85.86㎡	かつて瀧本坊に設けられた茶室、閑雲軒を模している
	茶室 竹隠	木造瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室38.26㎡	永野重雄邸内の茶室の写しである。
美術館等敷地 4,008㎡	松花堂美術館	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 建築面積1,935㎡ 延床面積2,396㎡	1階に展示ホールと情報ホール、地下に展示室がある。
	食の交流棟	鉄筋コンクリート造 1階建	和食店の京都吉兆が、松花堂弁当などを提供している。
	ゲート棟 (庭園受付)	鉄筋コンクリート造 1階建	庭園の受付・券売所にトイレを併設している。
	駐車場	47台収容	駐車場に駐輪場を併設している。
	昭乗広場	約1,000㎡	フリーマーケットを開催するなど、多目的広場として利用している。

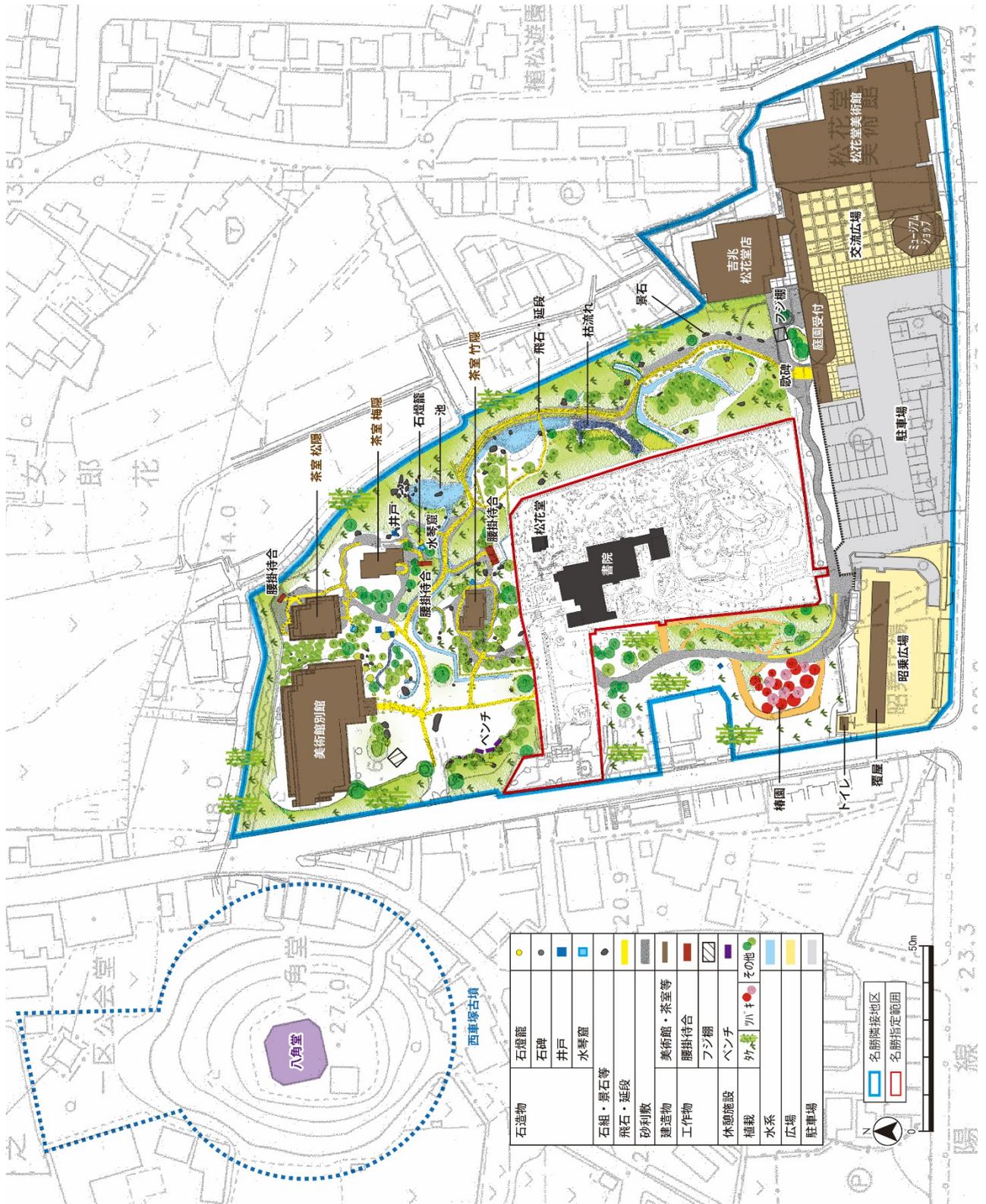


図 3-48 名勝隣接地区に存在する主な要素
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

3-8-2 名勝周辺地域に分布する諸要素の現状

ここでは、名勝周辺地域に分布する諸要素の特定と、現状の確認を行う。名勝周辺地域には、文化財等の歴史的要素、河川・丘陵等の自然的要素、住宅等その他の人文的要素がある（【図1-2】【表3-14】参照）。歴史的要素の多くは、名勝指定地の西側、男山との間を通る旧街道（東高野街道）沿いと、男山の山頂から東斜面にかけて広がる史跡石清水八幡宮境内に集中している。また、歴史的要素の中には、「松花堂およびその跡」として名勝指定地内の松花堂・露地とともに史跡に指定されている石清水八幡宮境内の松花堂跡をはじめとして、松花堂昭乗が生涯の大半を過ごした瀧本坊等の坊舎跡、松花堂昭乗の墓がある泰勝寺等、松花堂昭乗に関連する要素が含まれる。これらを擁する一帯の地盤として自然的要素があり、八幡市制施行の契機となった住宅団地等の生活関連施設や、その他人文的要素が点在している。

表 3-14 名勝周辺地域に分布する諸要素

要素区分	名称	概要	
歴史的要素	史跡石清水八幡宮境内	石清水八幡宮（国宝、重要文化財指定の各種建造物）	9世紀半ば、国家鎮護のため八幡神が遷座し創建されて以来、江戸時代まで神仏習合の宮寺として崇敬を集め、男山には社僧の居住する坊舎が多く営まれた。
		瀧本坊跡	安永2年(1773)火災で焼失、その後再建され、明治初年に神仏分離の影響で廃絶するまで存続した。
		閑雲軒跡	昭乗が小堀遠州と瀧本坊に作った、山腹の崖にせり出す懸造りの茶室。安永2年(1773)瀧本坊とともに焼失し、再建されなかった。
		泉坊跡	瀧本坊の住持を退いた昭乗が、没するまでの2年間を過ごした坊舎。客殿の一部が名勝指定地に移築されている。
		松花堂跡（史跡松花堂およびその跡）	泉坊の一角に昭乗が営んだ松花堂の跡。昭和50年代の発掘調査で建物跡と露地を検出し、その後の史跡整備で、露地遺構の露出展示を行った。
	西車塚古墳	東車塚古墳と東高野街道を挟んで対峙する。松花堂庭園からほど近くに位置する全長約115m、八幡市最大の前方後円墳。明治時代後期に銅鏡等が発掘された。現在、後円部墳頂には八角堂が建つ。	
	八角堂（史跡石清水八幡宮境内）	鎌倉初期、男山西谷に建立。その後大破、再建を経て明治初期の神仏分離の際、西車塚古墳の後円部墳頂に移された。四角の隅を切り取った隅切形八角の堂で、この建築様式は石清水八幡宮固有のものである可能性が指摘されている。	
	東高野街道	八幡から河内長野へ至る高野山の参詣道として使われた街道で、八幡周辺は男山の門前町として栄えていた。街道沿いに、旧跡を示す三宅安兵衛遺志碑が多数設置されている。	
	三宅安兵衛遺志碑	織物で財をなした三宅安兵衛の遺言により、京都の公利公益のため、子の清治郎が旧跡や道を示す遺志碑を設置した。西村芳次郎は、建碑の協力者として、八幡町周辺の建碑地の選択に関わったという。	
泰勝寺	神仏分離で荒廃していた昭乗の墓を保存するため結成された松花堂会が、大正期に整備した。昭乗の墓と、閑雲軒を模した茶室がある。		
自然的要素	男山（丘陵・樹林）、河川（大谷川・木津川等）、平野 等		
その他の人文的要素	住宅関連建築物・工作物、集合住宅等大規模構造物、道路等構造物 等		

3-9 名勝松花堂及び書院庭園の特徴

名勝松花堂及び書院庭園は、大きく4つの空間からなり、それぞれ性格を異にしながらも連続する一庭として作庭されている。

松花堂露地は、明治時代の混乱の中において、『都林泉名勝図会』に忠実に移した例として評価されている一方、書院からの眺めを重視する書院前庭と南部の築山（古墳後円部）は、近代的発想で作庭された空間ではあるが、これらが渾然一体となってよく調和しており、全体としては『都林泉名勝図会』で世に知られた名園を基に、新たに創出された近代の庭園空間として評価できる。

前方後円墳を、起伏に富んだ魅力的地形とみなし、庭園用地に選択するという、新たな感覚によって作庭がなされている点も、明治時代の文化を考える上で重要な示唆を与えてくれる。庭園に古墳を取りこんだ例として、ほかに滋賀県大津市本多神社の膳所藩瓦ヶ浜御殿跡が知られているが、墳丘を本格的に利用した形跡はなく、本名勝とは性格が異なっている。

また、書院前庭の中央に据えられたコンクリート製の人造伽藍石は、和歌山県海南市にある名勝琴ノ浦温山荘庭園などの近代庭園で見られるコンクリート造形物と同様のもので、景の中心をなす造形物に当時の最新素材を使った例である。名勝指定地の原型である邸宅内の庭園が作庭された期間は、工事の経過を示すいくつかの資料から、明治30年(1897)以降、明治35年(1902)ごろまでと推定できる。その上で、書院前庭に配されたコンクリート製の人造伽藍石について考えると、他の庭園におけるコンクリート造形物の例に比べ、いささか採用時期が早い。そこで、背景として、明治期の京都の状況を確認しておきたい。

京都では、明治23年(1890)に開通した琵琶湖第1疏水の工事において、既に多量のコンクリートを使用する経験をしている。さらに明治28年(1895)には、平安奠都1100年記念事業として、第4回内国勸業博覧会をはじめ様々な事業を行っている。そして、日本最初の鉄筋コンクリート橋が京都の琵琶湖疏水に架けられたのが明治36年(1903)のことである。コンクリートを使用した構造物に馴染みのあった京都市の近郊にあたる八幡の地で、この頃に最新の素材であるコンクリートの造形物が選択されたとしても、それほど無理はないと考えてよいだろう。

神仏分離政策によって石清水八幡宮が危うい状況に置かれたとき、境内の建造物が、木津川沿いの低地に存在するわずかな高台を見出して移設され、現在まで伝わってきたという事実は、八幡地域の歴史を考える上で重要である。